

(案)

# 第 3 次長久手市障がい者基本計画

## 長久手市第 4 期障がい福祉計画

平成 27 年 4 月

長久手市



# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1 長久手市の現状と背景.....	1
2 基本的な考え方.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の基本理念.....	2
(3) 計画の期間.....	
(4) 計画の策定方法.....	
3 計画の対象.....	
4 関連計画との連携・位置付け.....	
(1) 計画の位置づけ.....	
(2) 「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」との関係.....	
(3) その他の計画との連携.....	
(4) 国・愛知県・長久手市の計画の流れ.....	
<b>第2章 障がいのある人の現状</b> .....	
1 長久手市の障がいのある人の状況.....	
(1) 長久手市の人口の推移.....	
(2) 障がいのある人の推移.....	
(3) 特別支援学級・学校の推移.....	
2 アンケートからみた障がいのある人の状況.....	
(1) 調査の目的.....	
(2) 調査の方法と配布・回収.....	
(3) 調査結果について（抜粋）.....	
3 ヒアリング調査からみた障がいのある人の状況.....	
(1) 調査の実施.....	
(2) 調査（ワークショップ）の実施.....	
(3) 団体ヒアリング（ワークショップ）の結果について.....	
4 長久手市の課題.....	
<b>第3章 第3次長久手市障がい者基本計画</b> .....	
1 国の障害者基本計画（第3次）の概要.....	
2 基本目標.....	

3	施策の体系	.....
4	目標別分野別計画	.....
	(1) 基本目標1 :	.....
	① 生活支援	.....
	② 保険・医療	.....
	(2) 基本目標2 :	.....
	① 教育、文化芸術活動・スポーツ等	.....
	② 雇用・就業、経済的自立の支援	.....
	(3) 基本目標3 :	.....
	① 生活環境	.....
	② 情報アクセシビリティ	.....
	③ 安心・安全	.....
	④ 差別の解消及び権利擁護の推進	.....
	⑤ 行政サービス等における配慮	.....
	⑥ 国際協力	.....

## 第4章 長久手市第4期障害福祉計画

1	国の第4期障がい福祉計画の基本指針の概要	.....
2	基本的方向性	.....
3	計画の数値目標	.....
	(1) 国の指針	.....
	(2) 長久手市の目標値	.....
4	障がい福祉サービス	.....
	(1) 障がい福祉サービスの体系図	.....
	(2) 自立支援給付の見込みと確保の方策	.....
	(3) 地域生活支援事業の見込みと確保の方策	.....

## 第5章 計画の推進にあたって

1	計画の推進体制	.....
2	進行管理と管理手法	.....

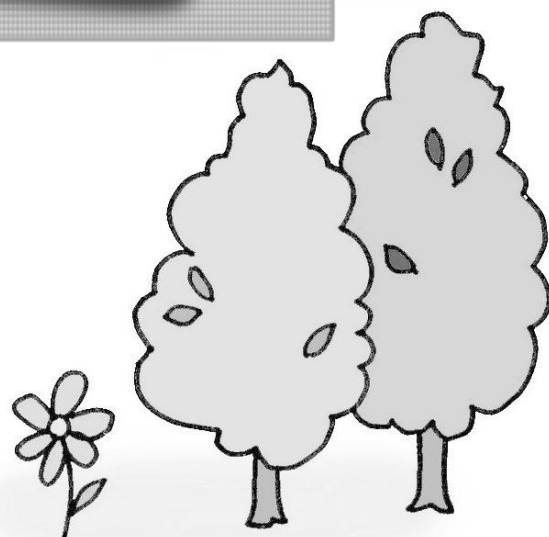
## 資料編

1	長久手市障がい者自立支援協議会、障がい者基本計画・障がい福祉計画策定部会	.....
	(1) 長久手市障がい者自立支援協議会設置要綱	.....
	(2) 障がい者基本計画・障がい福祉計画策定部会委員名簿	.....

- (3) 障がい者基本計画・障がい福祉計画策定部会開催経過.....
- 2 庁内障がい福祉委員会.....
- (1) 長久手市庁内障がい福祉委員会設置要綱.....
- (2) 庁内障がい福祉委員会開催経過.....



# 第1章 計画の概要



# 第1章 計画の概要

## 1 長久手市の現状と背景

---

長久手市は、平成 18 年に「第 2 次障害者基本計画」、平成 24 年に「長久手市第 2 次障害者基本計画に基づく第 3 期障害福祉計画」を策定し障がい福祉施策を進めてきました。

障がい者施策は、乳幼児から高齢者に至るまで幅広い年齢層を対象とし、しかもそれぞれの障がいの内容や置かれた状況もさまざまであり、障がい福祉施策に対するニーズは多様化しています。

同時に、障がい者・児をめぐる状況を全体的にみると、当事者の高齢化や障がいの重度化・重複化の傾向が進むとともに、その家族介護者の高齢化が進行しており、“親亡き後”の生活への不安も依然として強く現れています。

障がいの多様化や家族介護者を含めた高齢化への対応が求められています。

今日、障がい者やその家族の意識は確実に変わってきており、“より自分らしく生きたい”、“前向きに積極的な生き方をしたい”といった意識が高まるにつれて、障がい福祉施策に対しても生活の質（QOL）の向上に強い関心が寄せられています。

障がい者・児の意識変化への対応が求められています。



## 2 基本的な考え方

---

### (1) 計画策定の趣旨

長久手市は、平成18年3月に平成27年までの10年間を計画期間とする、「障害者基本法第7条の2」に基づく、施策に関する基本的な計画「長久手市第2次障害者基本計画」を策定しました。

平成24年4月に平成26年度までの3年間を計画期間とする、「障害者自立支援法第88条第1項」に基づく、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画「長久手市第2次障害者基本計画に基づく第3期障害福祉計画」を策定しました。

基本計画策定から8年が経過し、障がいのある人を取り巻く状況は刻々と変化しています。

国は平成25年9月に「障害者基本計画（第3次）」を策定しました。

また、「障害者自立支援法」を改訂し、新たに「障害者総合支援法」を平成24年6月公布（施行期日は平成25年4月、一部は平成26年4月）しました。この「障害者総合支援法」に基づき「第4期障害福祉計画に関わる国の基本指針（障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）【最終改正平成二十六年厚生労働省告示第二百三十一号】）」を平成26年5月に告示しました。

また、「障害者基本法」の改正をはじめとする障害者権利条約締結に向けた国内法の整備、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月公布）など障害者制度の改革を推進しています。

「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への変換期ですが、障がいのある人が個々の能力に応じて自立した日常生活、社会生活を営めるようサービスの充実に努めるとともに、制度改革に円滑に対応できるよう、情報収集や体制整備を図っていく必要があります。

本計画は、これらの現状や前計画の進捗状況を踏まえ、「第5次総合計画」と国や県の施策との整合性を図り、「第3次長久手市障がい者基本計画・長久手市第4期障がい福祉計画」として一体化して策定いたします。

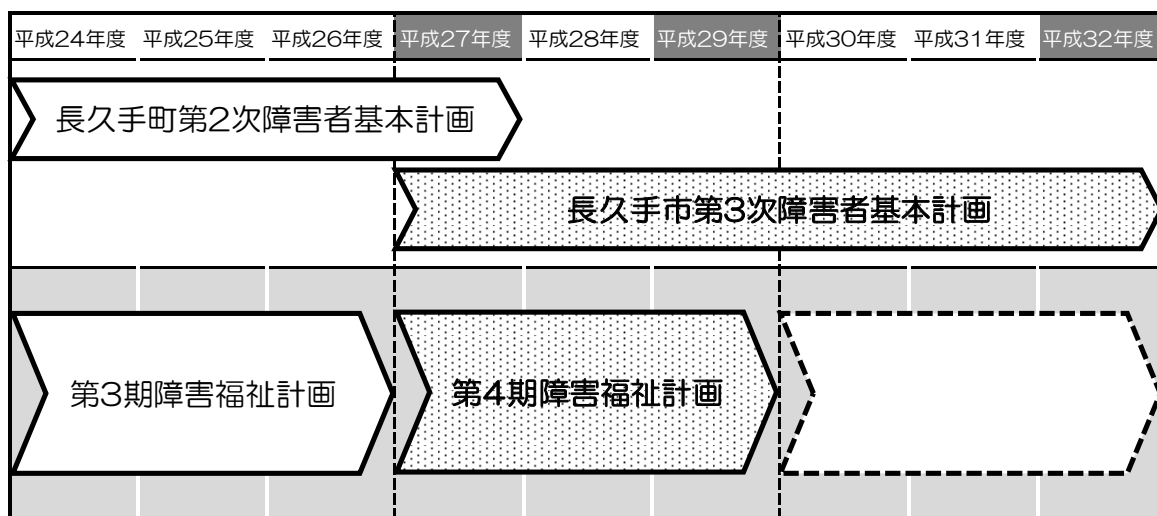
## (2) 計画の基本理念

基本理念は「第2次障害者基本計画」、「第3期障害福祉計画」を継承します。  
「支え合う 思いやりのまち ながくて」を目指すことを基本理念とします。

## (3) 計画の期間

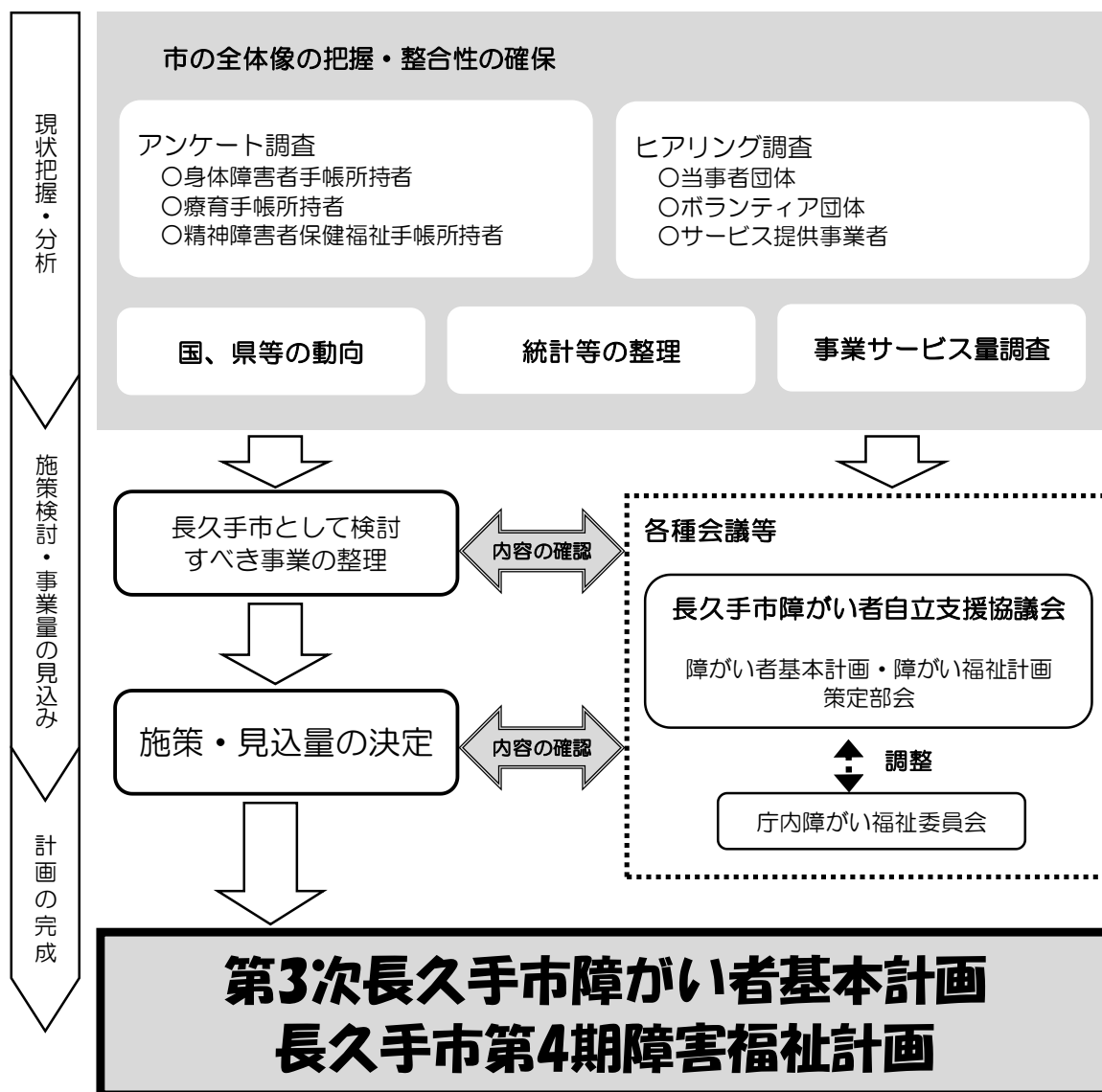
「第3次障がい者基本計画」の期間は、平成27年度（2015年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）までの6年とします。

また、「第4期障がい福祉計画」は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）の3年間とします。



#### (4) 計画の策定方法

計画策定にあたっては、市民の意向や課題を把握するための意識調査を実施するとともに、日頃から障がいのある人と関連がある団体や事業者へヒアリングを行いました。また、施策の評価、課題の抽出を行い、解決に向けた施策の方向性の検討を関係各課と調整し、計画素案等の内容を「長久手市障がい者自立支援協議会」の専門部会である「計画策定部会」で諮りながら計画策定を進めました。



### 3 計画の対象

この計画の対象は、障がいのある人とない人を問いません。したがって、この計画は、全ての市民を対象にしています。

なお、障がいのある人に関する各種法令の定義は以下のようになっています。

	適用法令等	定義
障がいのある人	障害者基本法 第二条	「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。
障がいのある児童	児童福祉法第 四条第二項	「身体に障害のある児童又は知的障害のある児童とされており、身体障害者、知的障害者のうち 18 歳未満の児童」と定義されています。
身体障がいのある人 （身体障がい児・者）	身体障害者福 祉法第四条	「身体上の障害がある 18 歳以上の者で、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。 一 視覚障害で、永続するもの 二 聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの 三 音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害 四 肢体不自由 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」と定義されています。
知的障がいのある人 （知的障がい児・者）	知的障害者 （児）基礎調 査	法的に定義づけられていませんが、厚生労働省が平成 12 年に実施した知的障害者（児）基礎調査では、「知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義しており、この状態の 18 歳以上の人をいいます。
精神障がいのある人 （精神障がい者）	精神保健及び 精神障害者福 祉に関する法 律第五条	「精神分裂病、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」と定義されています。
発達障がい児・者	発達障害者支 援法第二条第 二項	「【発達障害】とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」で「【発達障害者】とは発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、【発達障害児】とは、発達障害者のうち 18 歳未満のもの」と定義されています。
特定疾患のある人（難病患者）	難病対策要綱	①原因不明、治療法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のある人と規定しています。

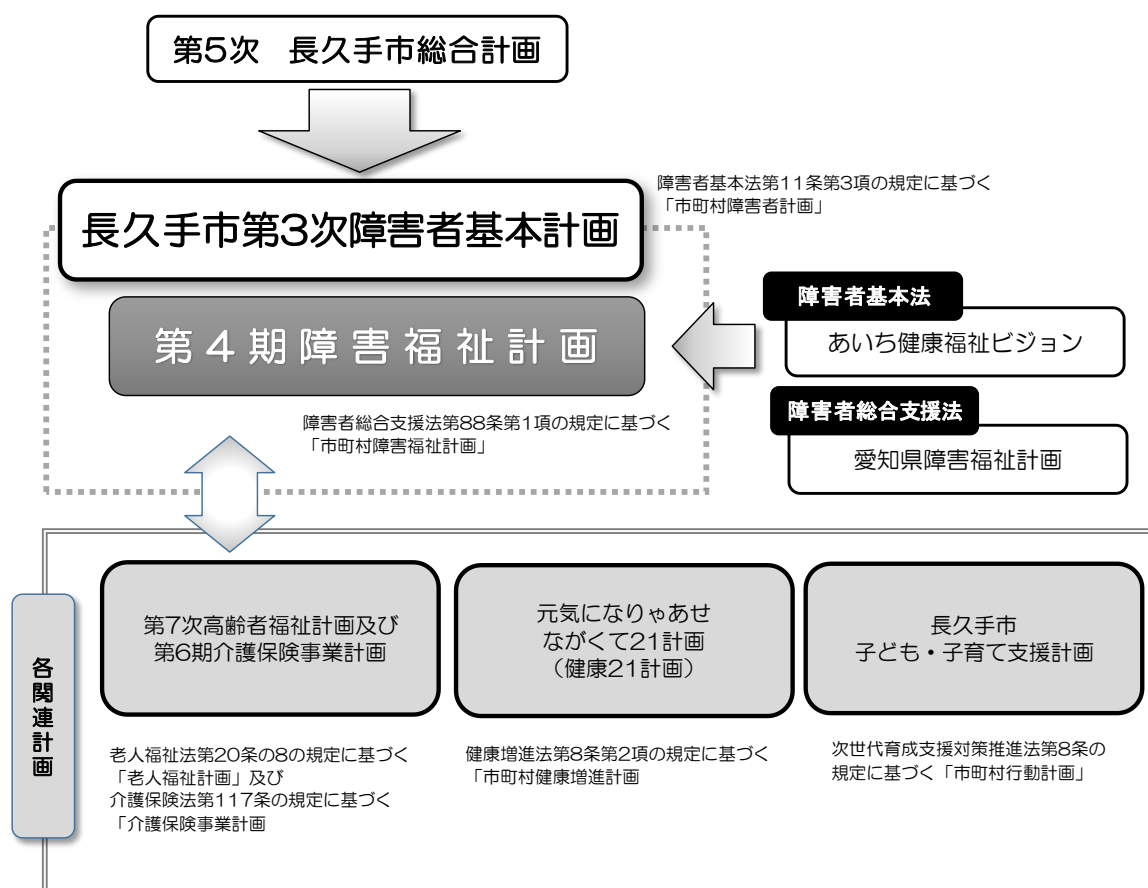
## 4 計画の位置づけ・関連計画との連携

### (1) 計画の位置づけ

第3次長久手市障がい者基本計画は、障がい者施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針（基本計画）となるものです。

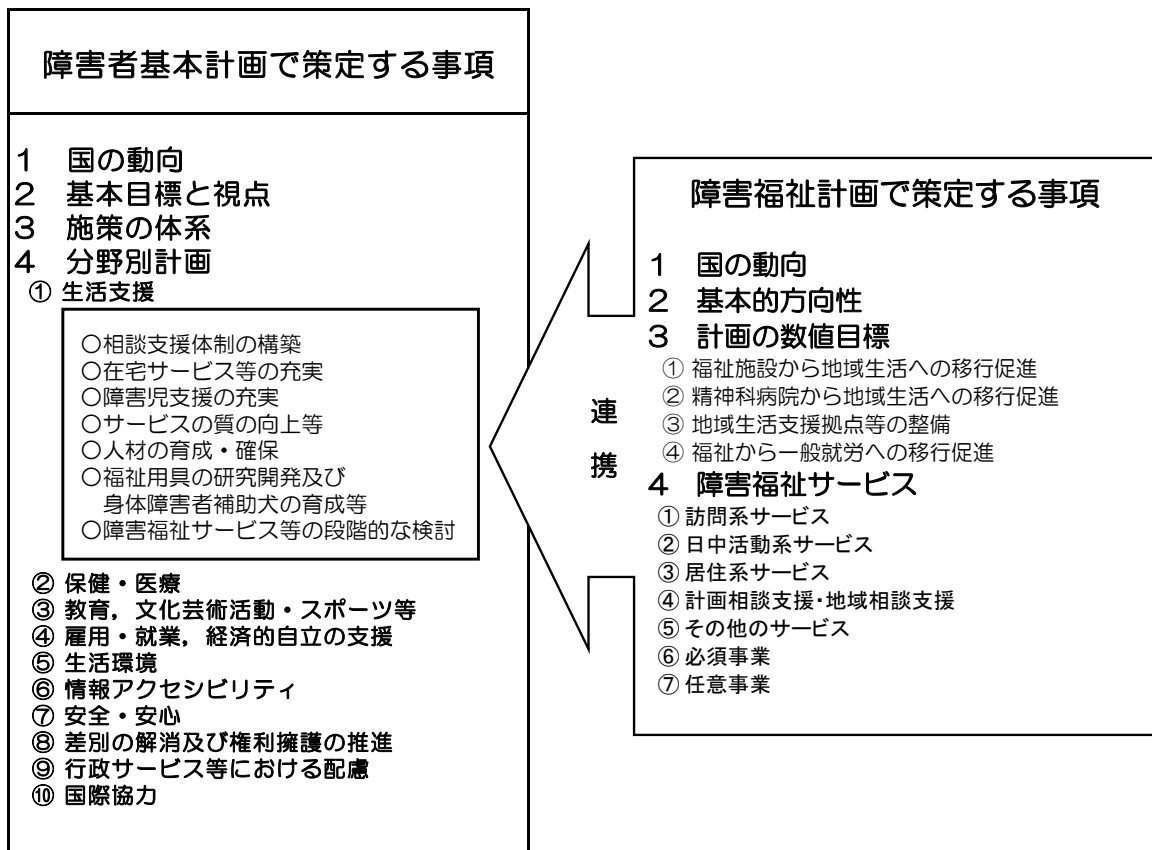
第4期障害福祉計画は、障害者基本計画を上位計画とし、基本理念「支え合う 思いやりのまち ながくて」を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

なお、両計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「第5次長久手市総合計画」の部門別計画として、障害のある人の総合的な保健・福祉施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るものです。



(2) 「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」との関係

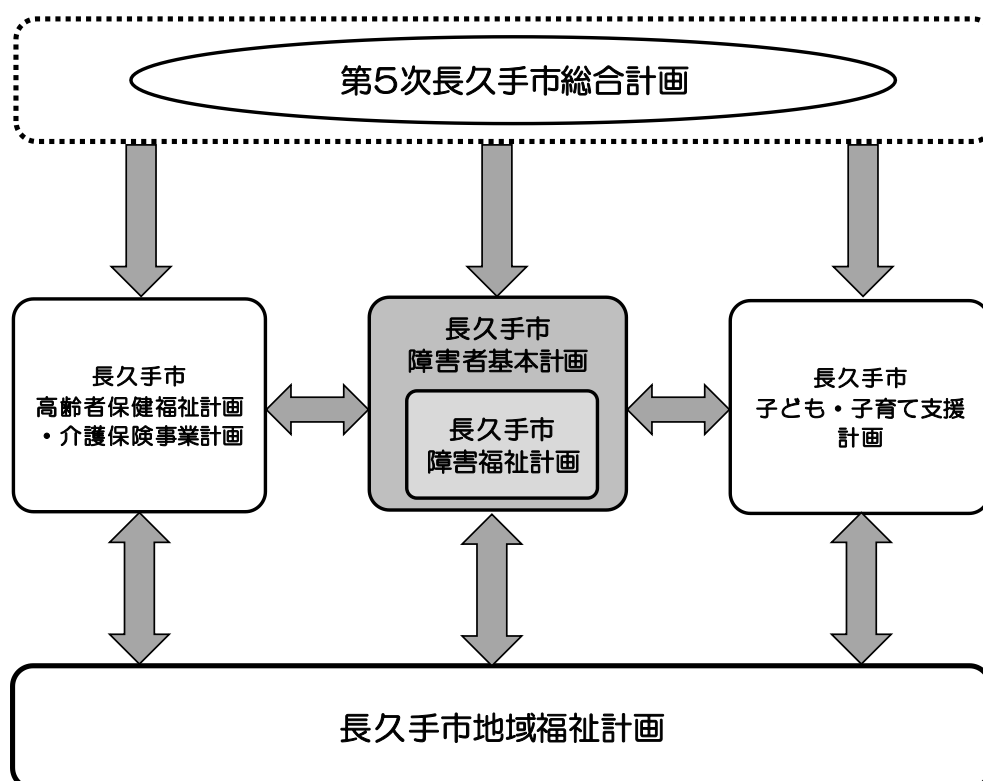
障がい者基本計画は計画期間を6年とした「障害者基本法に基づく障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画」で、障がい福祉計画は「障害者総合支援法」に定められた計画期間を3年とした計画です。このため、障がい福祉計画では、障がい者基本計画に掲げる分野別施策目標「生活支援」の中において、障がい福祉サービスに関する3年間の数値目標づくりとして策定します。



### (3) その他計画との連携

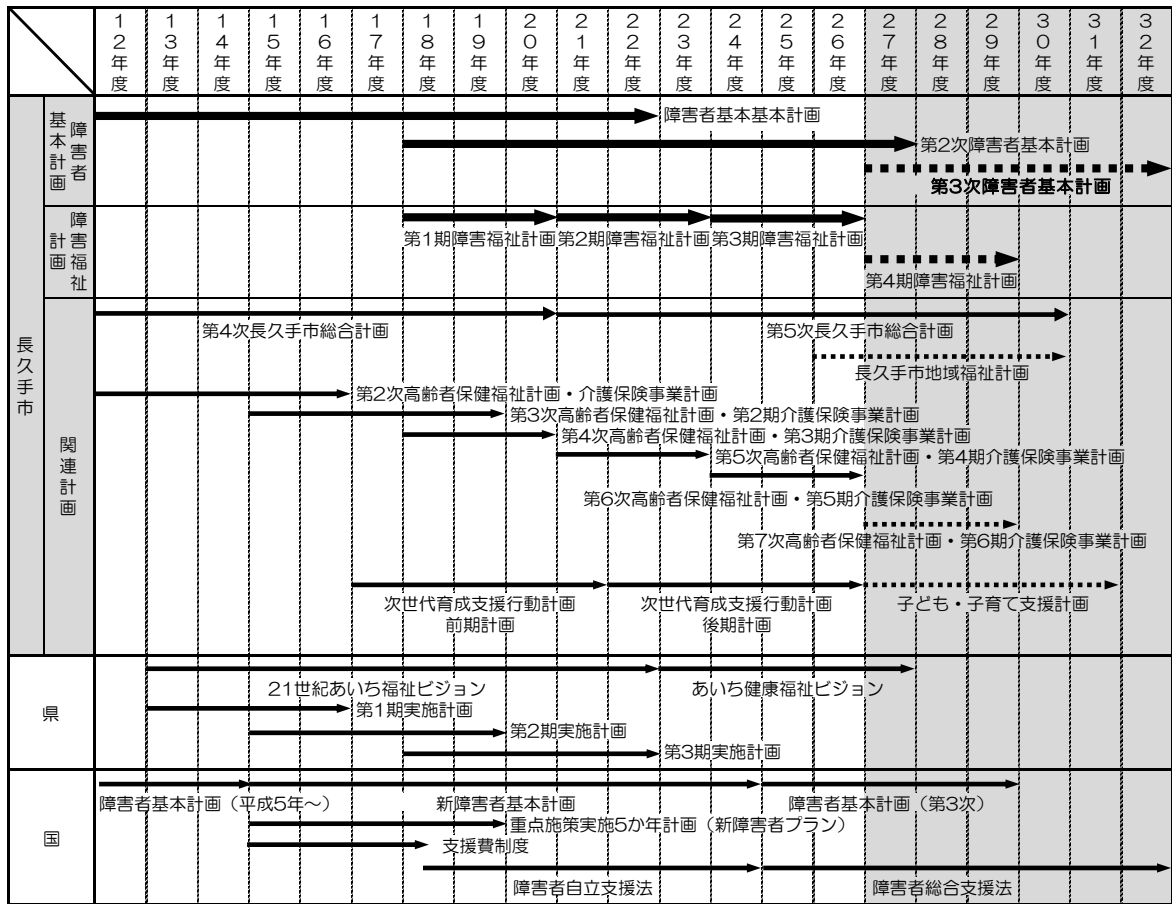
障がいのある65歳以上の人においては、平成12年度に介護保険制度が施行されてから、介護給付サービスを優先的に活用することになっているため、「第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」との整合性が必要であり、障がいのある児童については平成26年策定予定の「子ども・子育て支援計画」との整合を保つことが必要となります。

また、平成26年度に策定した「長久手市地域福祉計画」の内容にも配慮して策定していきます。



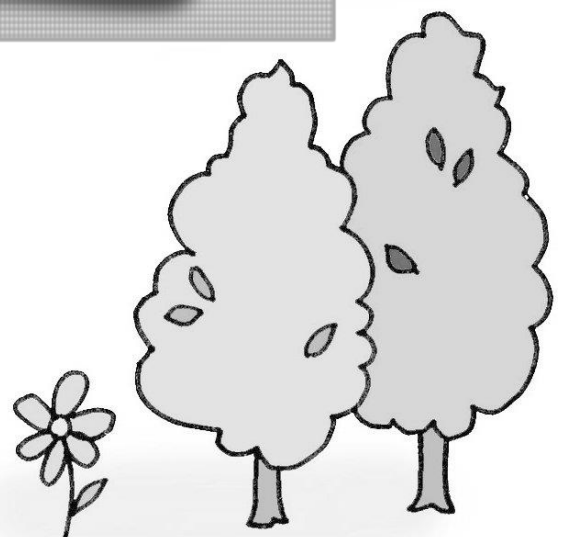
(4) 国・愛知県・長久手市の計画の流れ

国・愛知県・長久手市の計画等の流れは下図のようになっています。





## 第2章 障がいのある人の現状



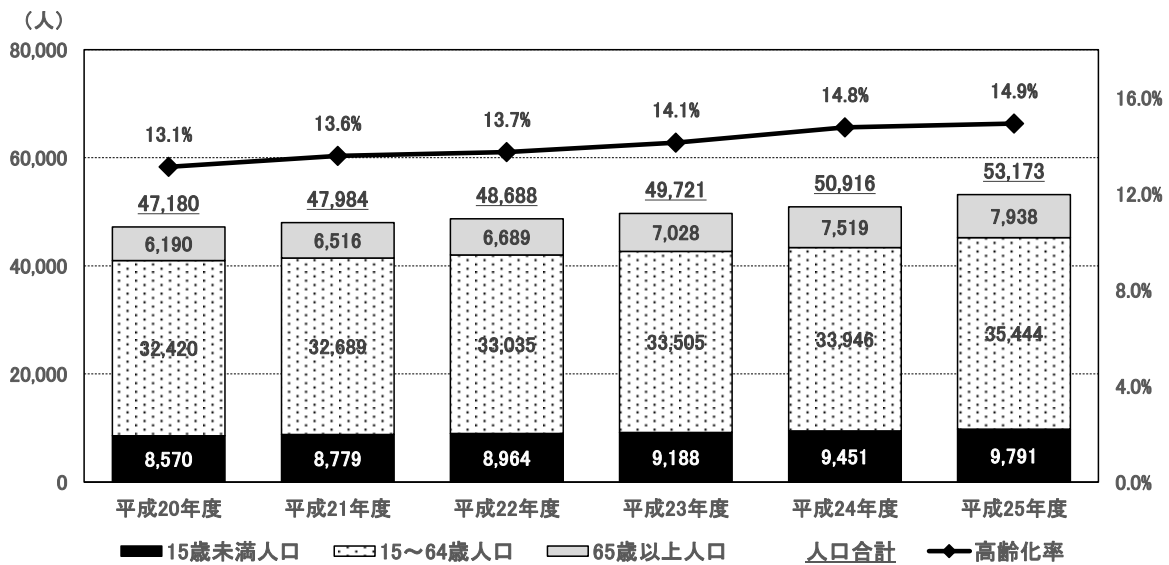
## 第2章 障がいのある人の現状

### 1 長久手市の障がいのある人の状況

#### (1) 長久手市の人口の推移

本市の人口は継続して増加しています。人口に占める65歳以上高齢者の割合を示す高齢化率は平成25年度で14.9%となっています。高齢化率は継続して上昇していることから、高齢によって生じる障がいなどの防止対策が必要となることが考えられます。

#### ■人口と高齢化率の推移

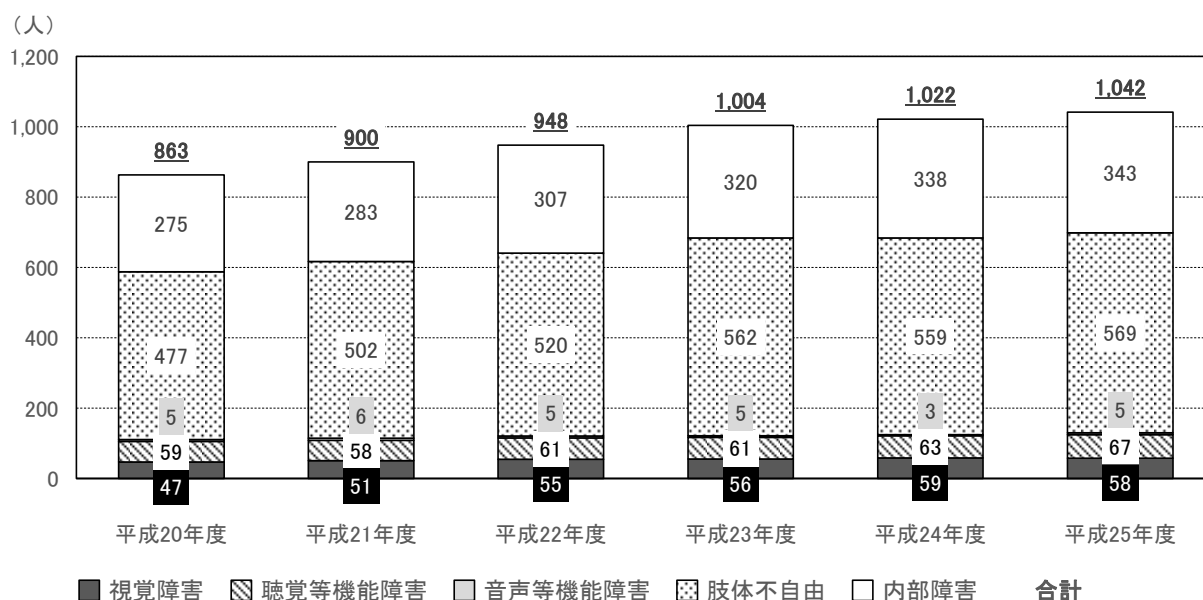


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

## (2) 障がいのある人の推移

本市の平成25年度では、身体障害者手帳所持者は約半数（54.6%）を肢体不自由が占めており、ここ数年では実数は横ばいで、構成比率はやや減少傾向にあります。療育手帳所持者は4割程度（42.9%）が重度であり、ここ数年では実数はやや増加傾向で、構成比率はやや減少傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳所持者は半数以上（64.8%）が2級であり、実数及び構成比率は自立支援医療（精神通院）受給者数とともに年々増加しています。平成21年度と比較すると、この5年間で身体障害者手帳所持者数は15.8%、療育手帳所持者数は19.6%の増加を示しています。また、特に精神障がいのある人の増加率は高く、精神障害者保健福祉手帳所持者は47.9%増加、自立支援医療受給者数は29.9%増加となっています。

■障害区分別身体障害者手帳所持者数の推移



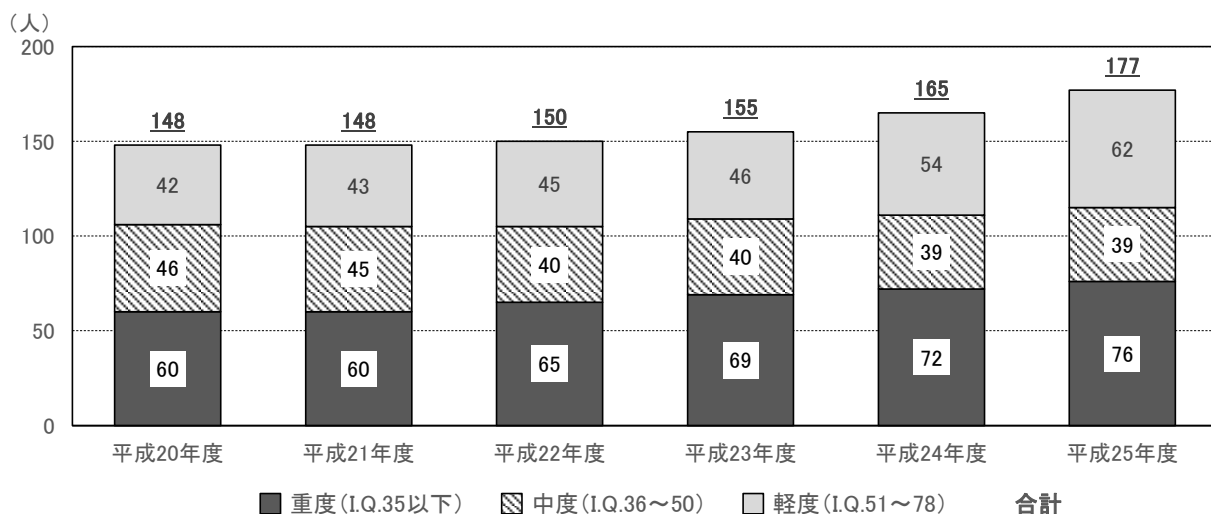
資料：市福祉課

■等級別身体障害者手帳所持者数（平成26年度4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	23	11	3	4	11	6	58
聴覚・平衡機能障害	5	19	5	15	0	23	67
音声・言語・そしゃく機能障害	0	1	2	2	0	0	5
肢体不自由	99	94	140	160	55	21	569
内部障害	190	6	72	75	0	0	343
合計(人)	317	131	222	256	66	50	1042

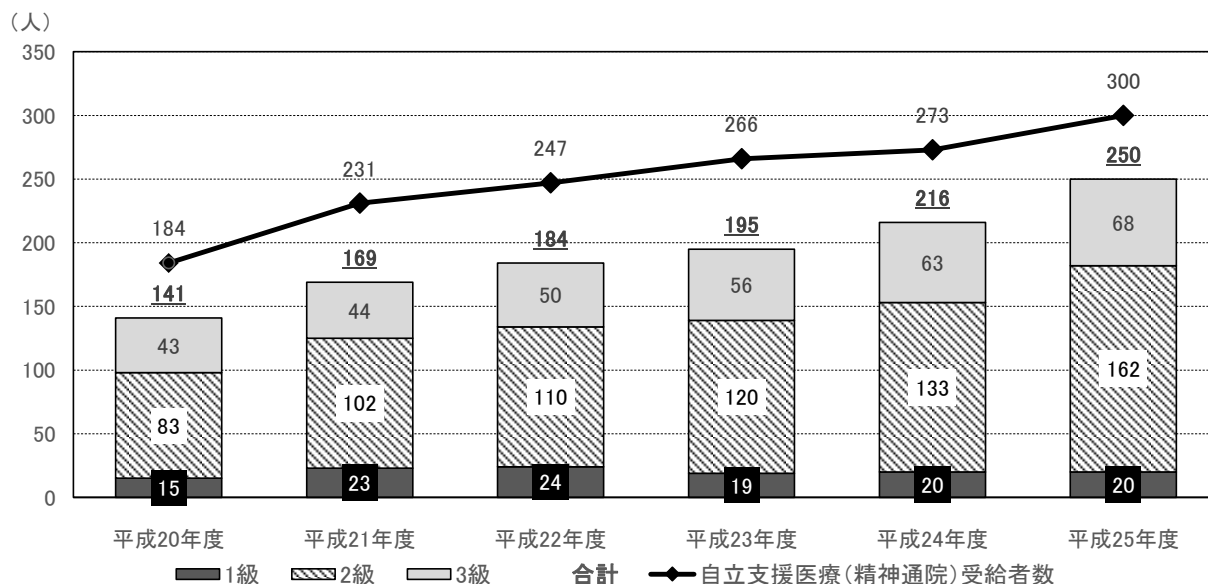
資料：市福祉課

■等級別療育手帳所持者数の推移



資料：市福祉課

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療受給者数の推移



※精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療受給者数は重複している場合がある。

資料：市福祉課・保健医療課

■障がい種別障害者数と人口比の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人口(人)	47,180	47,984	48,688	49,721	50,916	53,173
身体	863	900	948	1,004	1,022	1,042
人口比(%)	1.8	1.9	1.9	2.0	2.0	2.0
知的	148	148	150	155	165	177
人口比(%)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
精神	141	169	184	195	216	250
人口比(%)	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5

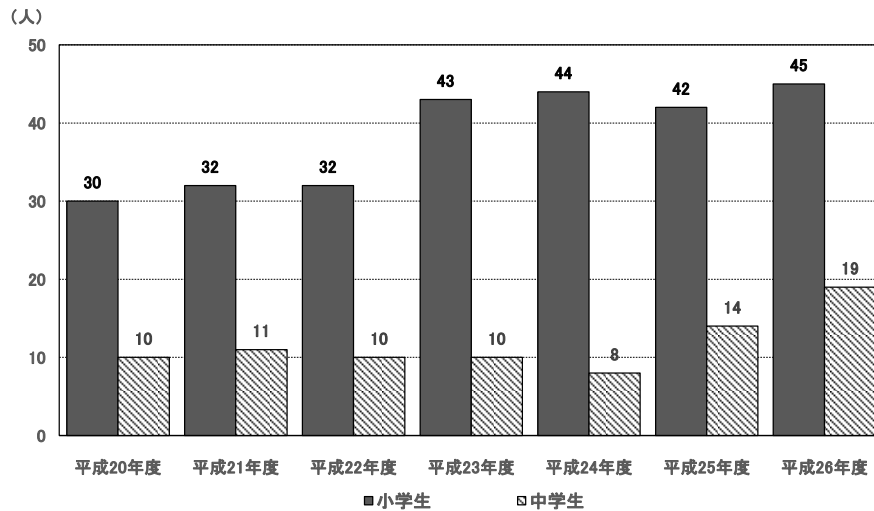
※表中の「身体」は身体障害者手帳所持者数、「知的」は療育手帳所持者数、「精神」は精神障害者保健福祉手帳所持者数を指す。

資料：市福祉課

### (3) 特別支援学級・学校の推移

本市の特別支援学級在籍者数は、平成26年度では小学生が45名、中学生が19名で、共に前年より増加しており、過去最高となっています。

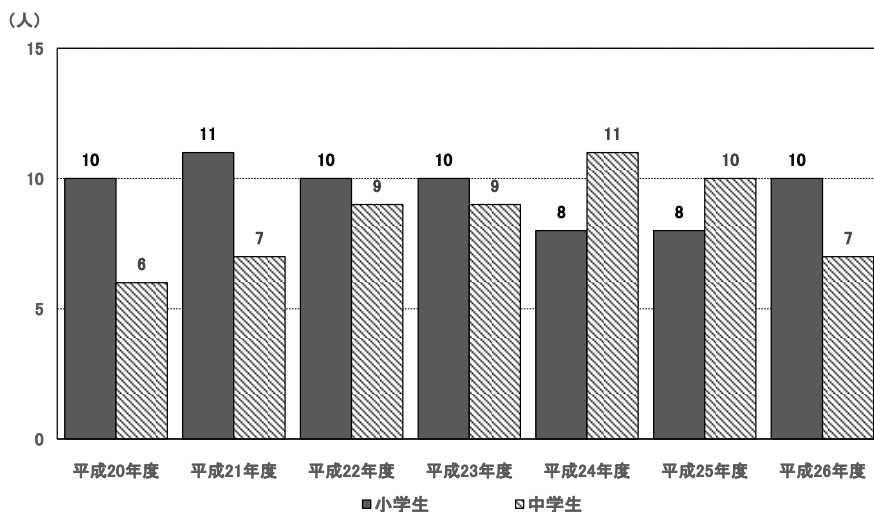
■特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）



資料：市教育総務課

本市の特別支援学校在籍者数は横ばいの推移となっており、毎年、20名前後の在籍者が通学しています。

■特別支援学校在籍者数の推移（各年度5月1日現在）



資料：市教育総務課

## 2 アンケートからみた障がいのある人の状況

### (1) 調査の目的

第3次長久手市障がい者基本計画および長久手市第4期障がい福祉計画策定の基礎資料とするため、身体、知的、精神に関する障害者手帳をお持ちの方、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用されている方を対象にアンケート調査を行いました。

### (2) 調査の方法と配布・回収

区分	内容
調査対象	長久手市にお住まいで障がいに関する手帳をお持ちの方、障害福祉サービスを利用されている方、障害児通所支援を利用されている方
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成26年5月29日～平成26年6月30日

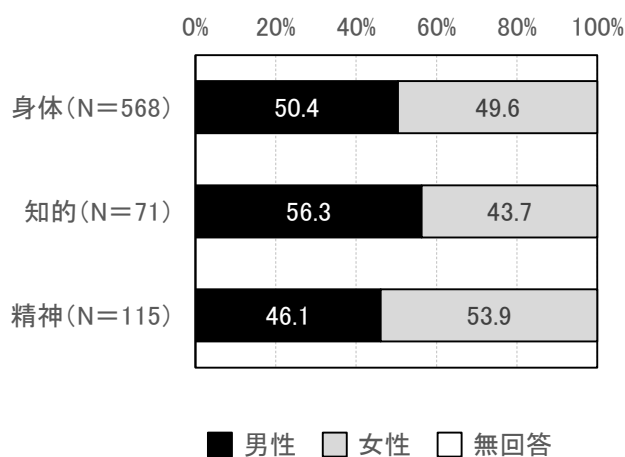
	配布数	回収件数	回収率
回収結果	1,418件	757件	53.4%

### (3) 調査結果について（抜粋）

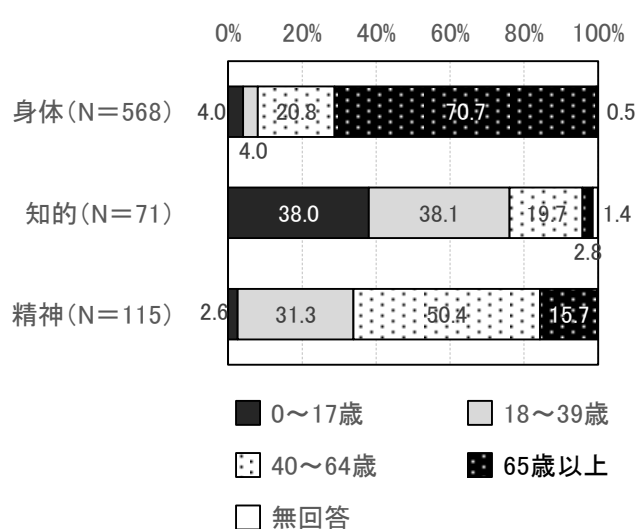
#### ①回答者の属性

回答者の性別、年齢は以下のとおりとなっています。身体障がいのある人では65歳以上、知的障がいのある人は39歳以下、精神障がいのある人は40～64歳が多くなっています。

#### ◆回答者の性別



#### ◆回答者の年齢

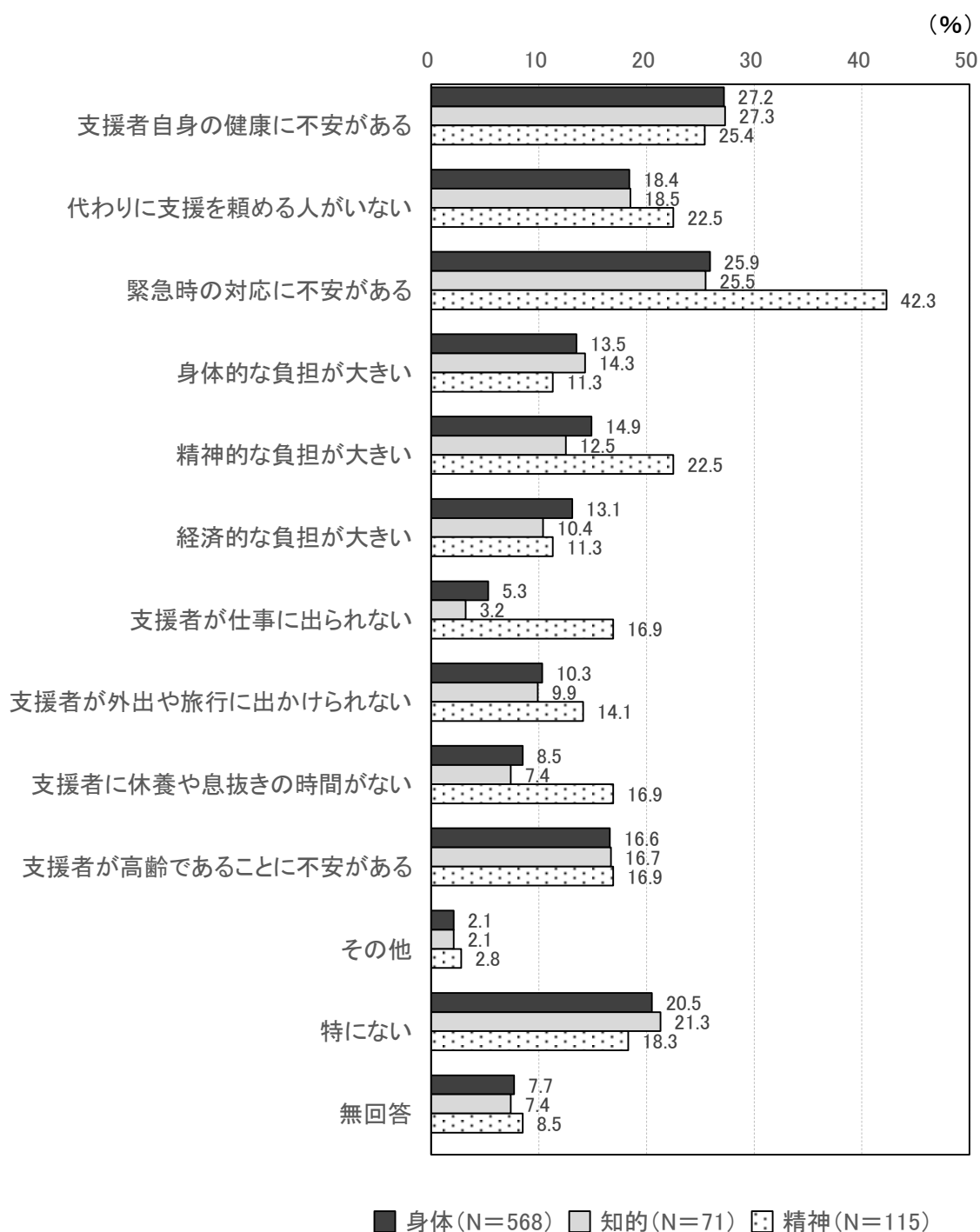


## ②支援について感じていること

支援について感じていることについて、身体障がいのある人、知的障がいのある人では「支援者自身の健康に不安がある」が27.2%と27.3%で最も高くなっています。

また、精神障がいのある人では「緊急時の対応に不安がある」が42.3%と最も高くなっています。支援者の健康、緊急時の対応が課題となっています。

### ◆支援について感じていることはなんですか

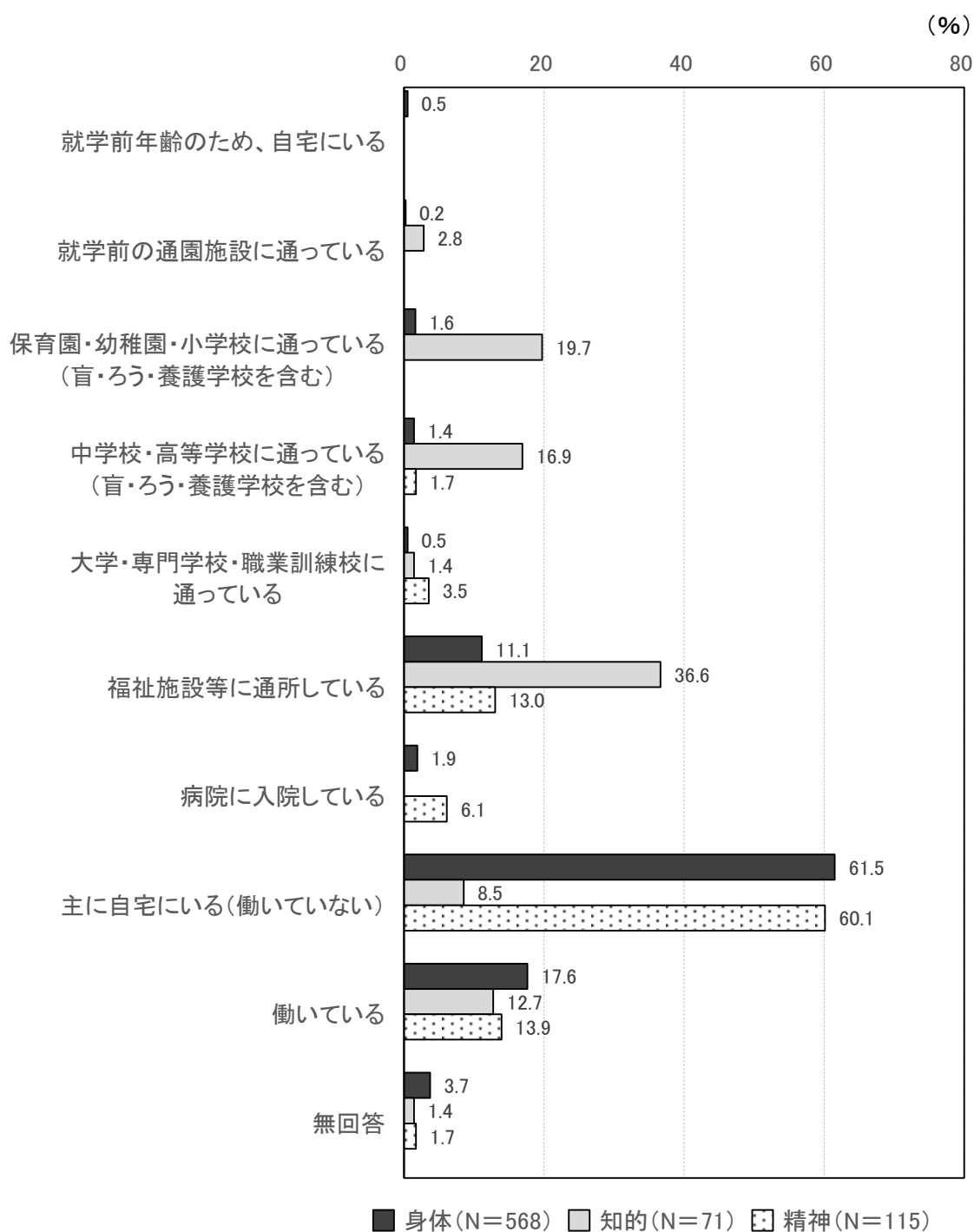


### ③平日の日中の暮らし方

平日の日中の暮らしかたについて、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「主に自宅にいる（働いていない）」が61.5%、60.1%と最も高く、知的障がいのある人では「福祉施設等に通所している」が36.6%と最も高くなっています。

また、他に比べて身体障がいのある人では「働いている」が、知的障がいのある人では「保育園・幼稚園・小学校に通っている（盲・ろう・養護学校を含む）」「中学校・高等学校に通っている（盲・ろう・養護学校を含む）」が高くなっています。

#### ◆平日の日中、どのように暮らしていますか



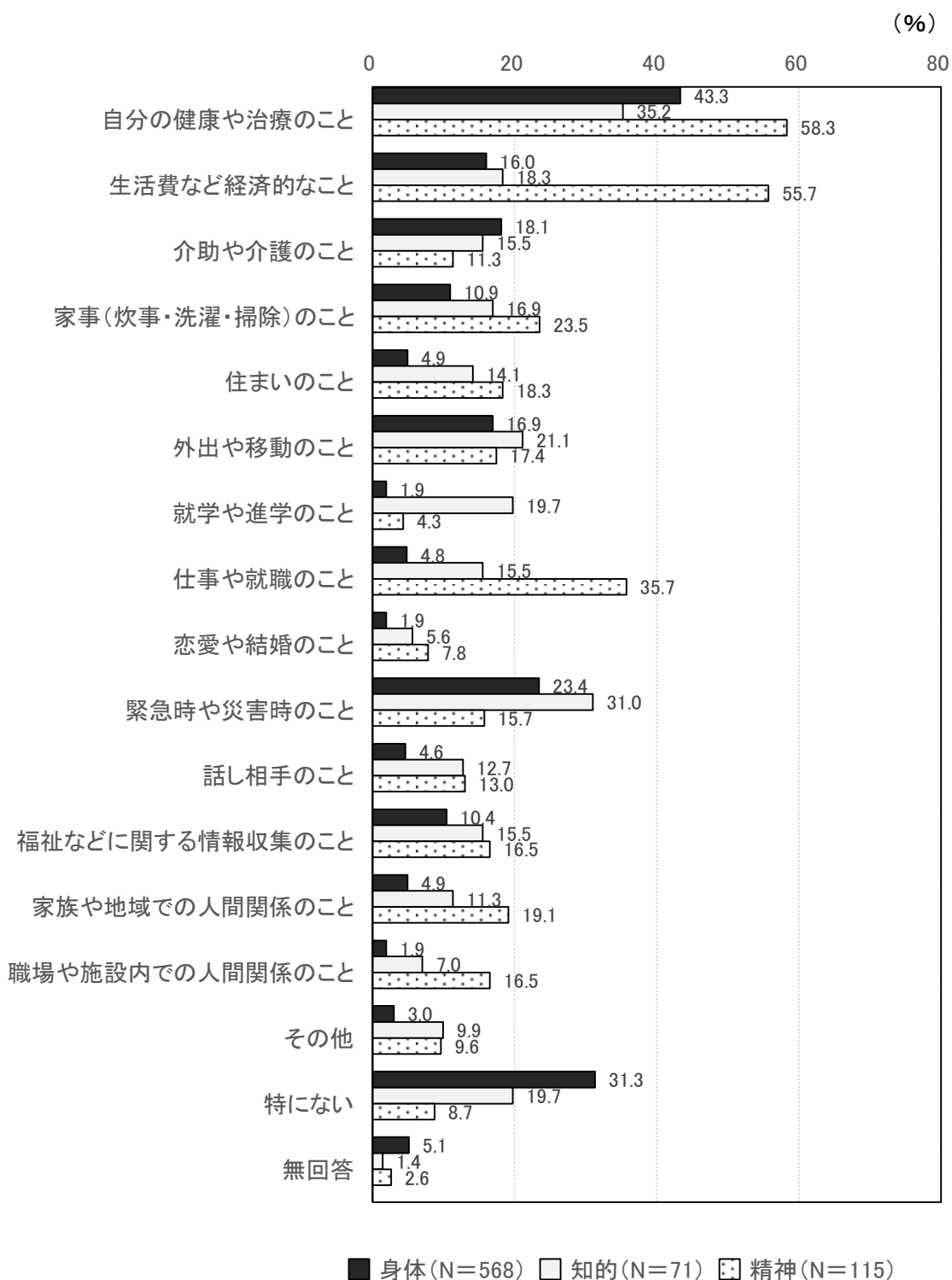


#### ④悩んでいることや相談したいこと

悩んでいることや相談したいことについて、障がいの種別を問わず「自分の健康や治療のこと」が最も高く身体障がいのある人は43.3%、知的障がいのある人は35.2%、精神障がいのある人は58.3%となっています。

また、他に比べて身体障がいのある人、知的障がいのある人では「緊急時や災害時のこと」が、精神障がいのある人では「生活費など経済的なこと」「仕事や就職のこと」などがそれぞれ高くなっています。

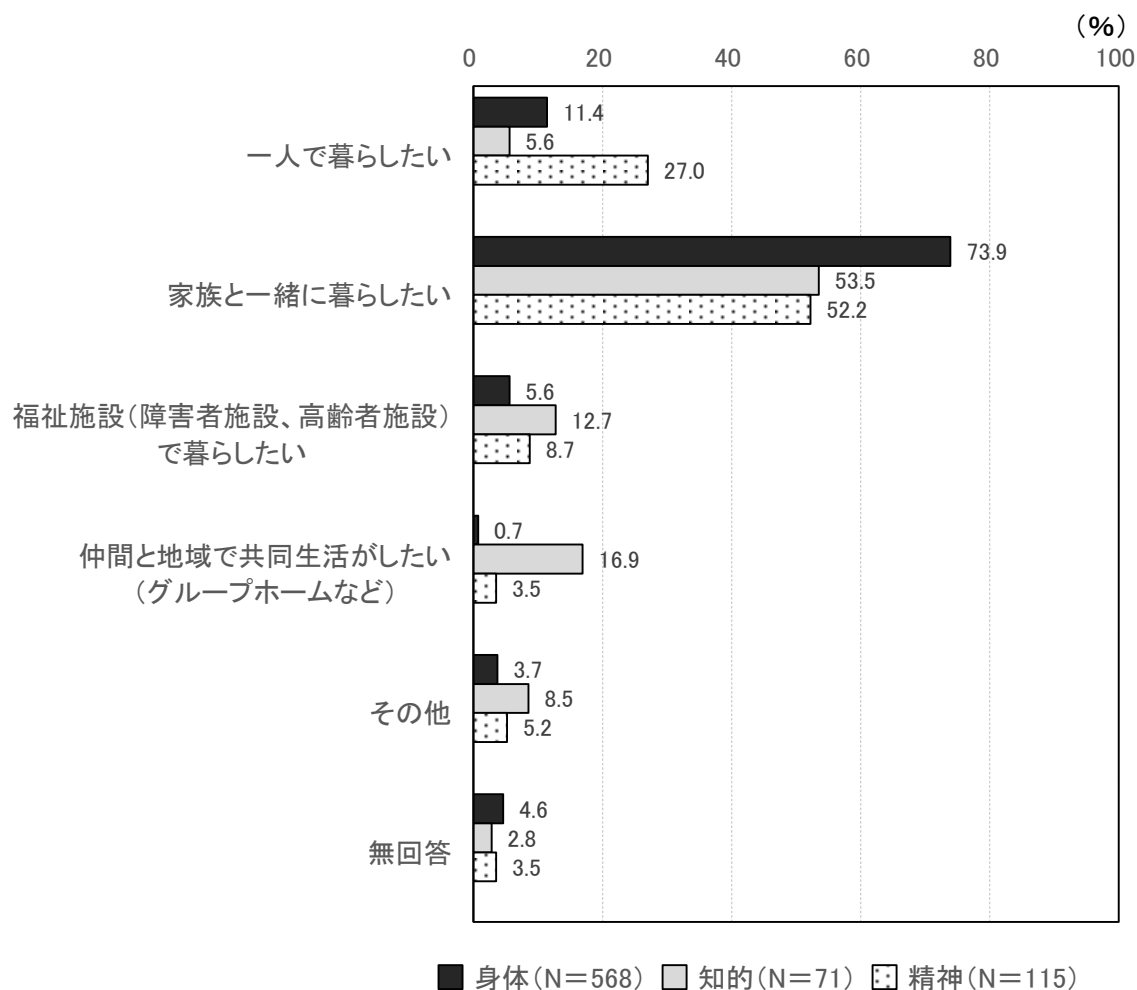
#### ◆悩んでいることや相談したいことがありますか



### ⑤今後の暮らし方

今後、どのような暮らし方を望むかについて、障がいの種別を問わず、「家族と一緒に暮らしたい」が最も高く、身体障がいのある人は73.9%、知的障がいのある人は53.5%、精神障がいのある人は52.2%となっています。次いで身体障がいのある人、精神障がいのある人は「一人で暮らしたい」、知的障がいのある人は「仲間と地域で共同生活がしたい（グループホームなど）」となっています。

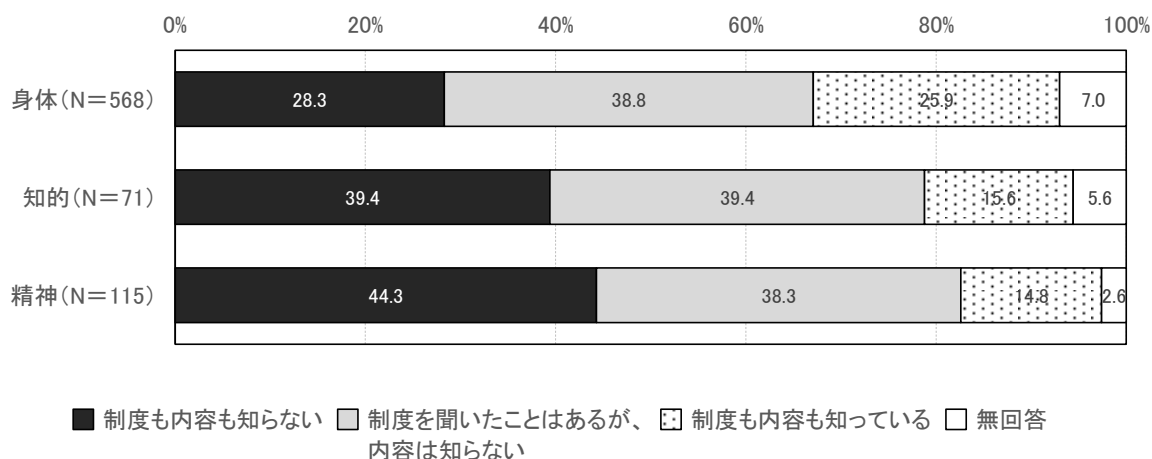
#### ◆今後、どのような暮らし方を望まれますか



⑥成年後見制度について知っているか

成年後見制度の認知度について、身体障がいのある人は「制度を聞いたことはあるが、内容は知らない」が38.8%、知的障がいのある人は「制度も内容も知らない」「制度を聞いたことはあるが、内容は知らない」39.4%、精神障がいのある人は「制度も内容も知らない」44.3%と最も高くなっています。「制度も内容も知っている」は3割以下となっており、周知を高める必要があります。

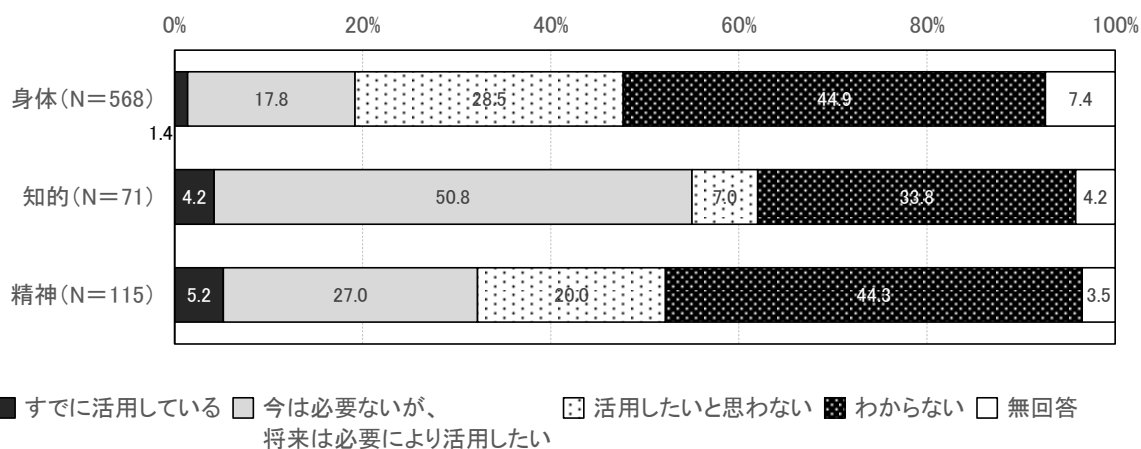
◆成年後見制度について知っていますか



⑦成年後見制度を活用したいか

成年後見制度を活用したいと思うかについて、身体障がいのある人、精神障害者のある人では「わからない」が44.9%、44.3%と最も高く、知的障がいのある人では「今は必要ないが、将来は必要により活用したい」が50.8%と最も高くなっています。「すでに活用している」は1割以下となっており、活用を進める必要があります。

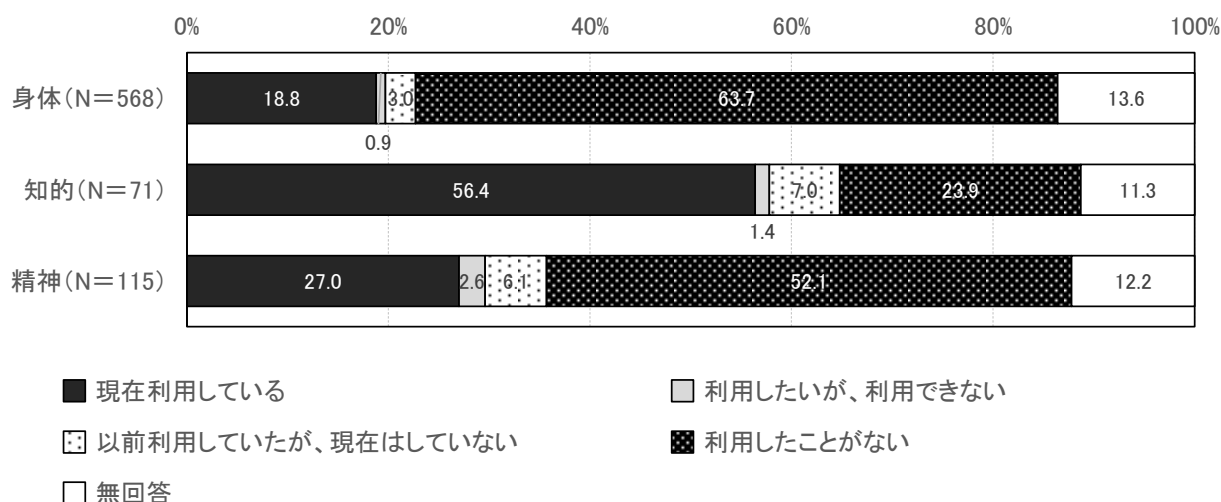
◆成年後見制度を活用したいと思いますか



### ⑧障害福祉サービスについて

障害者総合支援法による福祉サービスを利用しているかについて、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「利用したことがない」が63.7%、52.1%と最も高く、知的障がいのある人では「現在利用している」が56.4%と最も高くなっています。身体障がいのある人、精神障がいのある人の利用が少ないことが課題です。

#### ◆障害者総合支援法による福祉サービスを利用していますか

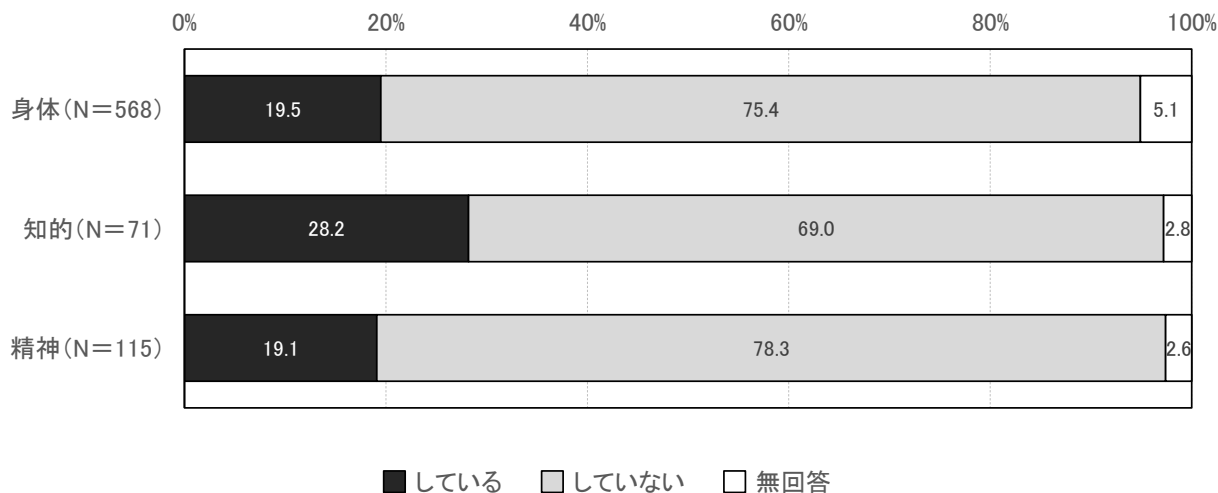


### ⑨就労について

就労について、身体障がいのある人では、「している」が19.5%、「していない」が75.4%となっています。知的障がいのある人では、「している」が28.2%、「していない」が69.0%となっています。精神障がいのある人では、「している」が19.1%、「していない」が78.3%となっています。

身体障がいのある人、精神障がいのある人の就労が2割以下で課題です。

#### ◆現在仕事をしていますか



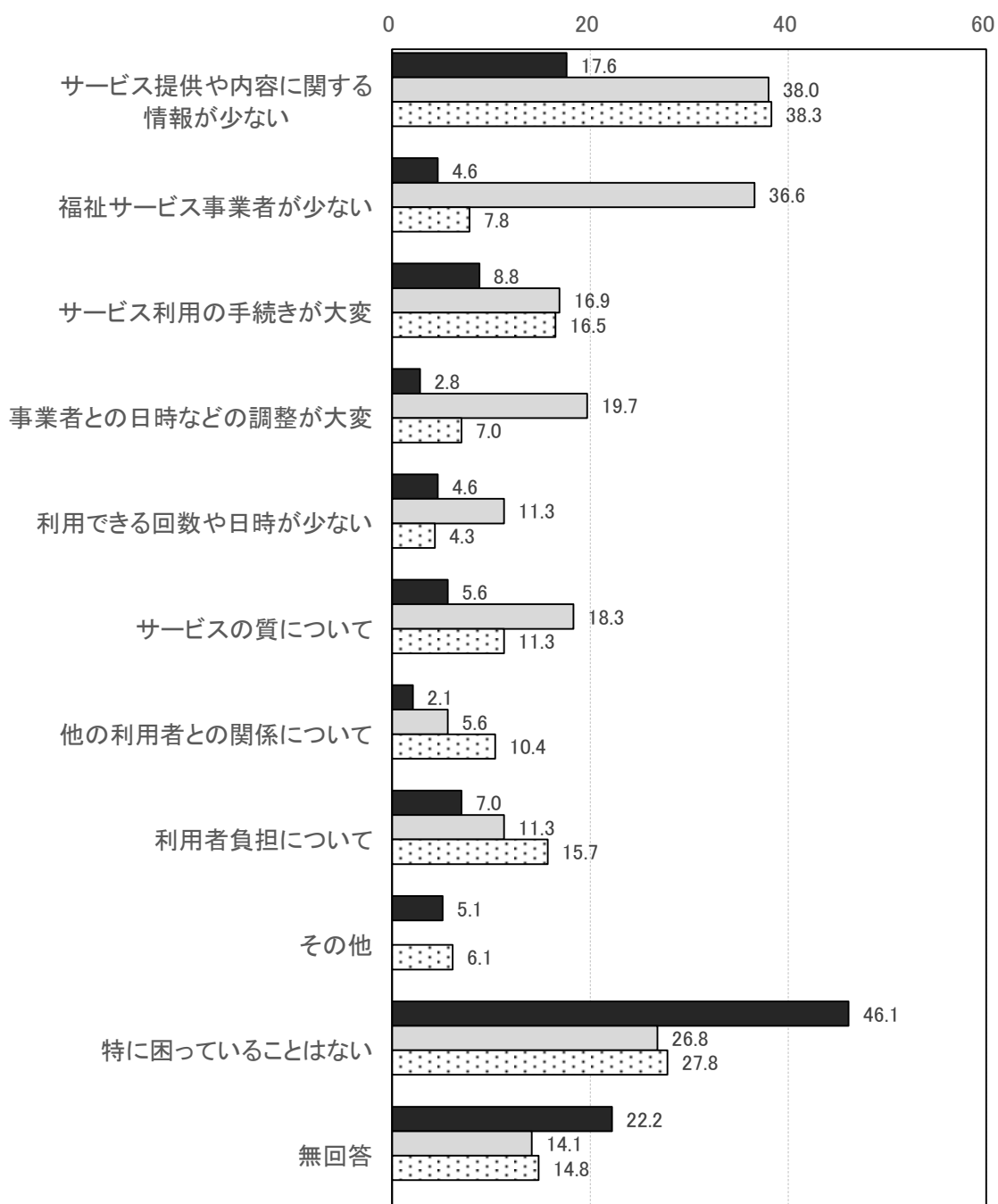
⑩障害福祉サービスを利用する上で、困っていることについて

障害福祉サービスなどを利用する上で、困っていることについて、身体障がいのある人では「特に困っていることはない」が46.1%、知的障がいのある人、精神障がいのある人では「サービス提供や内容に関する情報が少ない」が38.0%、38.3%と最も高くなっています。

また、他に比べて知的障がいのある人では「福祉サービス事業者が少ない」、精神障がいのある人では「利用者負担について」がそれぞれ高くなっています。情報提供、事業者数、利用者負担等が課題となっています。

◆障害福祉サービスなどを利用する上で、困っていることは何ですか

(%)

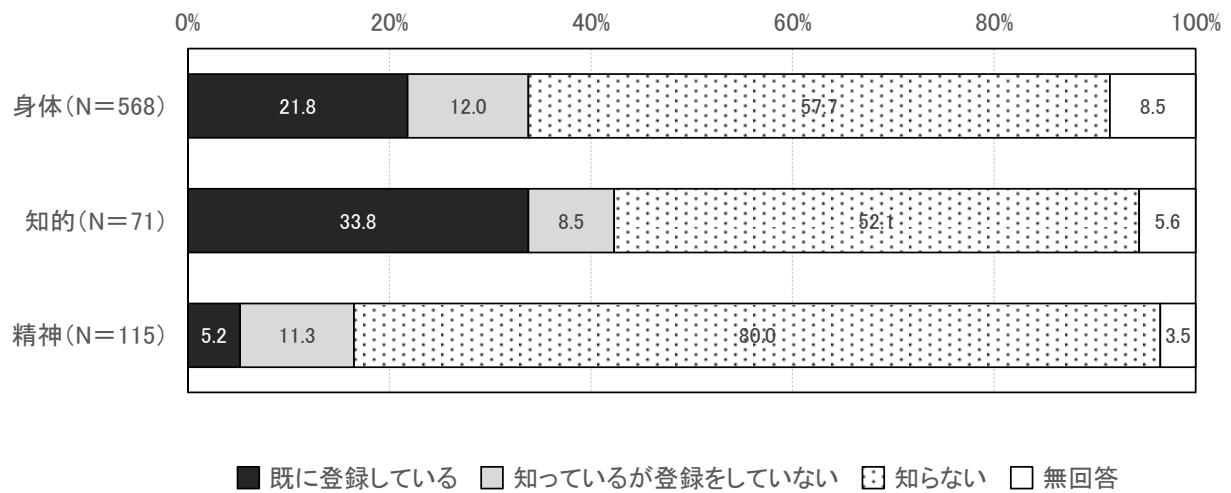


■ 身体(N=568) □ 知的(N=71) ▨ 精神(N=115)

⑫ 「避難行動要支援者登録」について

「避難行動要支援者登録」を知っているかについて、障がいの種別を問わず「知らない」が最も高く、5割以上となっています。周知の方法が課題です。

◆ 「避難行動要支援者登録」を知っていますか



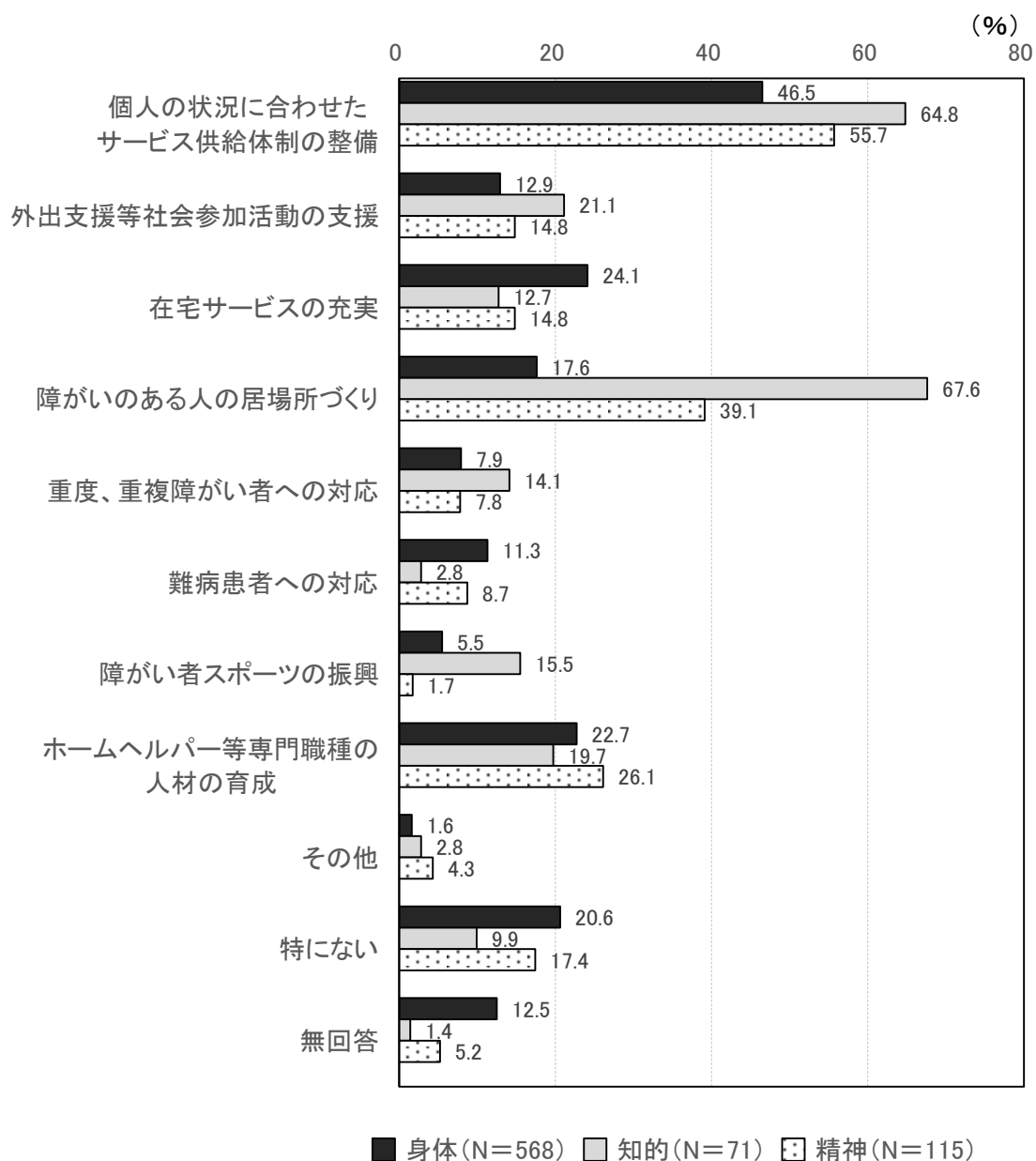
⑬障がい者の生活支援に必要なものについて

障がい者の生活支援について必要なものについて、身体障がいのある人、精神障がいのある人では「個人の状況に合わせたサービス供給体制の整備」が46.5%、55.7%と最も高く、知的障がいのある人では「障がいのある人の居場所づくり」が67.6%と最も高くなっています。

次いで、身体障がいのある人では「在宅サービスの充実」が24.1%、知的障がいのある人では「個人の状況に合わせたサービス供給体制の整備」が64.8%、精神障がいのある人では「障がいのある人の居場所づくり」が39.1%となっています。

サービス供給体制の整備、居場所づくり等が課題となっています。

◆障がい者の生活支援についてあなたが必要と考えるものはなんですか



⑭障害福祉サービスの今後の利用意向について

障害福祉サービスの今後の利用意向では、精神障がいのある人の「行動援護」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」を除き1割以下となっています。

身体障がいのある人及び知的障がいのある人では「短期入所」「移動支援」が比較的高くなっています。

◆障害福祉サービスの利用意向

		身体(N=568)			知的(N=71)			精神(N=115)		
		利用したい	はない 利用の 予定	わからない	利用したい	はない 利用の 予定	わからない	利用したい	はない 利用の 予定	わからない
訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	5.6	31.9	22.0	5.6	31.9	22.0	1.7	46.1	15.7
	重度訪問介護	4.2	34.2	20.6	4.2	34.2	20.6	2.6	49.6	13.0
	同行支援	3.3	36.3	18.7	3.3	36.3	18.7	2.6	48.7	13.0
	行動援護	2.5	35.9	19.9	2.5	35.9	19.9	10.4	40.9	16.5
通所系	生活介護	4.9	33.1	19.9	4.9	33.1	19.9	5.2	46.9	15.7
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	6.9	31.5	19.7	6.9	31.5	19.7	13.0	33.9	20.9
	就労移行支援	3.5	40.0	15.0	3.5	40.0	15.0	20.9	27.0	20.9
	就労継続支援	2.8	40.1	15.7	2.8	40.1	15.7	17.4	28.7	22.6
	短期入所 (ショートステイ)	8.1	32.9	19.2	8.1	32.9	19.2	3.5	47.8	16.5
	児童発達支援	1.1	38.2	14.6	1.1	38.2	14.6	1.7	48.8	10.4
	放課後等デイサービス	1.1	38.2	14.4	1.1	38.2	14.4	0.9	48.7	10.4
入所系	共同生活援助 (グループホーム)	2.3	38.7	17.6	2.3	38.7	17.6	5.2	47.0	14.8
	施設入所支援	4.2	35.4	19.2	4.2	35.4	19.2	4.3	47.8	13.0
地域生活支援事業	移動支援	7.9	30.3	20.2	7.9	30.3	20.2	9.6	40.0	19.1
	地域活動支援センター	6.0	32.2	19.7	6.0	32.2	19.7	7.8	34.8	25.2
	日中一時支援	3.9	34.2	19.2	3.9	34.2	19.2	9.6	37.4	15.6
	コミュニケーション 支援事業	1.9	36.6	18.7	1.9	36.6	18.7	0.9	52.1	11.3
	日常生活用具給付事業	6.0	29.2	21.0	6.0	29.2	21.0	6.1	46.1	13.0

単位：%



### 3 ヒアリング調査からみた障がいのある人の状況

#### (1) 調査の実施

日頃から障がいのある人と関わりのある活動に取り組むボランティア団体や当事者団体、サービスを提供している事業所に対し、“ワークショップ”形式によるヒアリングで現状の課題や改善策について話し合いました。

“ワークショップ”でのテーマは、障がい者の一生について考えてもらうために、3グループを編成し、グループごとにテーマを設定しました。

全体テーマ 【障がい者が生まれ育った地域で暮らしていくために】

Aグループのテーマ 【児童への支援方法について】

Bグループのテーマ 【就労支援について】

Cグループのテーマ 【親なきあとの支援について】

#### (2) 調査（ワークショップ）の実施

##### ①実施状況

開催数	開催日	時間	場所	参加人員	内容
第1回	平成26年 8月1日（金）	午後1時30分から 午後3時30分	ながくてエコハウス 多目的室	17名	テーマごとの課題抽出
第2回	平成26年 9月5日（金）	午後1時30分から 午後3時30分	ながくてエコハウス 多目的室	12名	課題に対する改善策検討

##### ②出席団体・事業者

区分	団体名	区分	団体名
住民団体	ほっとクラブ	事業者	社会福祉法人あいち福祉会たかぎ作業所
	希望の会		特定非営利活動法人楽歩
	ウエンディの箱		社会福祉法人むそう
	ゆび話の会		株式会社フォルツァ
	要約筆記長久手		特定非営利活動法人百千鳥
	愛知県立大学		愛知たいようの杜ヘルパーステーションひだまり
	ハートフルハウス訪問介護事業所ひなたぼっこ		
	ヘルパーステーションあんのん		

### (3) 団体ヒアリング（ワークショップ）の結果について

#### ①Aグループ：【児童への支援方法について】の課題と改善策

##### 課題

本人への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できることを増やしたい。</li> <li>・障がいがあってもなくても同じ体験をさせたい。</li> <li>・外出方法や興味・関心を広げることの難しさ。</li> <li>・介護者が病気になった時の預け先。</li> </ul>
親への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが障がい児と知った時の相談先が分からない。</li> <li>・福祉サービスなどの制度のことが分からない。</li> </ul>
兄弟支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親は、障がい児の世話で余裕がない。</li> </ul>
行政支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村・学校ごとに受けられるサービスに違いがある。</li> </ul>
総合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期から支援を始めないといけない。</li> </ul>

##### 改善策

児童発達支援センターの開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生まれてから小学校に上がる前までの子どもの支援ができる児童発達支援センターがあると良い。</li> </ul>
地域共生ステーションの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生ステーションに居場所をつくって、地域にもっと出て、地域とのつながりをつくっておく。</li> </ul>
シニア層の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シニアの方にももっと活躍してもらおう。</li> </ul>
移動支援等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動支援を通勤通学で使えるようにすると、保護者も自分の時間として活用できる。</li> </ul>
市独自の任用資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市独自に移動支援のヘルパー資格をとれるようにし、大学生にも参加してもらおう。</li> </ul>

#### ②Bグループ：【就労支援について】の課題と改善策

##### 課題

本人と仕事をつなぐ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の仕事を探すコーディネーターが必要であり、それは、ジョブコーチという資格を持った人ではなく、地域の方【となりのおばさん】でも良いのではないか。</li> </ul>
“働く”ことの意味	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校を卒業する時に、いきなり「働きましょう」と言われても、“働く”ことの意味が理解できないのではないか。</li> <li>・“仕事をする”という意識を小学生から体験できる仕組みが必要。</li> </ul>
働き先の理解・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある人への理解が乏しいが為に、企業への就職につながらない。</li> </ul>
職業選択の自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本当に“ご本人の意志”で仕事を選んでいるのか。</li> <li>・“好きな仕事”を見つけるお手伝い（サービス）が必要。</li> </ul>
手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤の問題（運賃の問題）がある。</li> </ul>

### 改善策

フォーマルな活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者優先調達推進法をもっと活用する。</li> <li>・ 公共施設（市役所・図書館など）の就労を増やす。</li> </ul>
交通・通勤のサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通機関の利用をし易くする。</li> </ul>
啓蒙活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分かりやすい“福祉的勤務の入り口作り”を、リーフレットや市のHPに掲載する。</li> <li>・ 地元の企業（商工会と連携を含め）との定期的な交流会と勉強会を開催する。</li> </ul>
企業の障がい者理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場のバリアフリー化</li> <li>・ 事業所と企業との間をコーディネートする人（もの）があると、企業も積極的に関わっていけるのではないか。</li> </ul>
つなぐ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人一人に相談支援や仕事を支援する人をつくる。</li> </ul>

### ③Cグループ：【親なきあとの支援について】の課題と改善策

#### 課題

親亡き後では遅い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人が50代になって、親の介護力が下がってから問題が大きくなる。</li> <li>・ ソーシャルストーリー（一般的にはこうだよ）を、きちんと教えてくれる人・場所が必要。</li> </ul>
24時間365日のサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親が今までサポートして部分を支援でカバーして暮らせるのではないか。</li> <li>・ “成年後見制度”を利用することで、そのまま自宅で暮らし続けられる場合もあるのではないか。</li> </ul>
地域の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人と人とを繋いでくれる人がいない。</li> <li>・ 障がいに関する理解を深めないといけない。</li> </ul>

#### 改善策

地域の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般の人の集まる所に出向くことや、一般の人が参加したいと思える様な仕掛け、ネームバリューが必要である。</li> <li>・ 小学校、中学校、高校などに障がいのある人が訪問して、講習会を開催する。</li> <li>・ 当事者とボランティアによる支え合い事業など、当事者の人が主体的に何かをする活動を、ボランティアで支えていく。</li> </ul>
24時間365日のサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期巡回訪問介護サービスを、障がい者の方も使えるようにする。</li> <li>・ 24時間365日を支えるマンパワー育成（市主催の人材養成）する。</li> </ul>
成年後見制度の活用・周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見人制度が活用されていないので、制度内容を分かりやすく情報提供する。</li> <li>・ 制度を活用するために、申し立て件数の年間目標を数字で決める。</li> </ul>
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聴覚障がいの人など情報が得られにくい人たちにも、正しく情報が伝わるようにする。</li> <li>・ 聴覚障がいの人が相談しやすい環境をつくる。</li> </ul>
支援者のつながり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関のつながりを強くするために、定期的なミーティングを開催する。</li> </ul>

## 4 長久手市の課題

本市の障がい福祉を取り巻く状況について、アンケート調査結果や団体・事業者ヒアリングからみえてきた課題について集約し、これらの結果を以下のとおりにまとめ本計画の取組みの方向性とします。

### ① 制度の周知、相談窓口の充実

福祉サービスを利用する際、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」、「どこに相談したらよいか分からない」等の声があります。

制度等について、できるだけわかりやすい周知に努めるとともに、その人の心身の状態やライフステージにあった適切な支援が行われるよう相談窓口の充実を図る必要があります。

### ② 安心して暮らせるためのサービス提供体制の確保

本市においても近年障害福祉サービス事業所が増加しているものの、障がい者の生活を支えるサービス提供体制はまだ不十分な状況です。

特に、障がいのある人が安心して地域で生活するためには、夜間等の対応など、24時間365日対応できるサービスの提供体制の確保が求められます。

また、成年後見制度については、制度の認知も3割弱にとどまるなど活用が図られていません。知的障がいや精神障がいのため十分な判断ができない人の権利を守るため、制度の内容をわかりやすく届けるなど、制度の活用を図ることが必要です。

### ③ それぞれの状況に応じた就労支援

障がいのある人の就労率は、知的障がいのある人が3割弱、身体障がい、精神障がいのある人は2割弱にとどまっています。また、「生活費などの経済的なこと」や、「働くことが不安」、「働く場所がない」ことに悩んでいる人も少なくありません。

働くことは、収入の確保はもちろん、自分の役割の再認識、社会とのつながりの確保という点でも重要であることから、企業の理解やその人の適性を生かせる職場環境の確保も含めた、就労支援を行うことが必要です。

#### ④ 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり

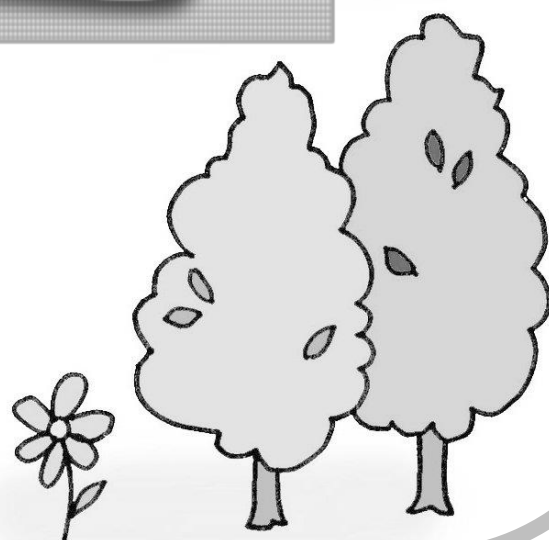
障がいのある人の多くは、ほとんど自宅におり、地域とのふれあいが乏しくなっている状況にあります。地域社会の中で安心安全で豊かな生活を送るためには、見守りやちょっとした手助けなど、地域の人々との縁をつなぐことが非常に重要です。

そのためには、障がいへの理解を高めるための啓発や、地域の人との交流など、地域とのつながりをもつための取組が必要です。



# 第3章 第3次長久手市 障がい者基本計画

---



# 第3章 第3次長久手市障がい者基本計画

## 1 国の障害者基本計画（第3次）の概要

国は平成25年9月に「障害者基本計画（第3次）」を策定しました。  
計画の概要は以下のとおりです。

1：障害者基本計画（第3次）について	
1) 位置付け	障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
2) 計画期間	平成25(2013)年度から29(2017)年度までの概ね5年間
2：基本的な考え方	
1) 基本理念	全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現(基本法1条)
2) 基本原則	① 地域社会における共生等(3条) ② 差別の禁止(4条) ③ 国際的協調(5条)
3) 各分野に共通する横断的視点	① 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援 ② 当事者本位の総合的な支援 ③ 障害特性等に配慮した支援 ④ アクセシビリティの向上 ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進
3：分野別施策の基本的方向	
1) 生活支援	障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実等
2) 保健・医療	精神障害者の地域移行の推進、難病に関する施策の推進等
3) 教育、文化芸術活動・スポーツ等	新たな就学決定の仕組みの構築、文化芸術活動等の振興等
4) 雇用・就業、経済的自立の支援	障害者雇用の促進及び就労支援の充実、福祉的就労の底上げ等
5) 生活環境	住宅の確保、バリアフリー化の推進、障害者に配慮したまちづくり等
6) 情報アクセシビリティ	放送・通信等のアクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実等
7) 安全・安心	防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護等
8) 差別の解消及び権利擁護の推進	障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止等
9) 行政サービス等における配慮	選挙等及び司法手続等における配慮等
10) 国際協力	権利条約の早期締結に向けた取組、国際的な情報発信等
4：推進体制	
1) 連携・協力の確保	
2) 広報・啓発活動の推進	
3) 進捗状況の管理及び評価(成果目標)	障害者政策委員会による計画の実施状況の評価・監視
4) 法制的整備	
5) 調査研究及び情報提供	

※ 3：分野別施策の基本的方向の(7,8,9) は第3次計画における新規分野



## 2 基本目標

---

本計画の基本目標は、国が策定した「障害者基本計画（第3次）」の基本的な枠組みに準拠しながら、基本理念の「支え合う 思いやりのまち ながくて」の実現を目指し、長久手市の地域特性やニーズを取り込んだ計画とするため、以下の3つを基本目標としました。

基本目標は、障がい者の一生を通じた計画とすべく、児童・成人・高齢の3つに対し設定しました。

基本目標 1：

基本目標 2：

基本目標 3：

### 3 施策の体系

障がい者施策には、障がい者の年齢、障がいの種別・程度に応じた広範多岐にわたる事業があります。

計画策定にあたっては、上位計画に沿った総合的な施策推進が図られるよう、障がいのある人や市民に分かりやすい計画になるように関連施策を分野毎にまとめました。

分野	施策	区分	事業内容（概要）
1. 生活支援	相談支援体制の構築	児童	
		成人	
		高齢	
	在宅サービス等の充実	児童	
		成人	
		高齢	
障害児支援の充実	児童		
人材の育成・確保	児童		
	成人		
	高齢		
福祉用具の研究開発及び 身体障害者補助犬の育成 等	児童		
	全般		
障害福祉サービス等の段 階的な検討	児童		
	成人		
	高齢		
2. 保健・医療	保健・医療の充実等	児童	
		成人	
		高齢	
精神保健・医療の提供等	児童		
	成人		
	高齢		
	難病に関する施策の推進	全般	
3. 教育、文化芸術活動・スポーツ 等	インクルーシブ教育シス テムの構築	児童	
		児童	
	教育環境の整備	児童	
	高等教育における支援の 推進	児童	
児童			
文化芸術活動、スポーツ 等の振興	児童		
	成人		
	高齢		

分野	施策	区分	事業内容（概要）
4. 雇用・就業, 経済的自立の支援	障害者雇用の促進	成人 高齢	
	総合的な就労支援	成人 高齢	
	障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	成人 高齢	
	福祉的就労の底上げ	成人 高齢	
	経済的自立の支援	成人 高齢	
5. 生活環境	住宅の確保	成人 高齢	
	公共交通機関のバリアフリー化の推進等	児童 成人 高齢	
	公共的施設等のバリアフリー化の推進	児童 成人 高齢	
	障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	全般	
6. 情報アクセシビリティ	情報通信における情報アクセシビリティの向上	全般	
	情報提供の充実等	児童 成人 高齢	
	意思疎通支援の充実	児童 成人 高齢	
	行政情報のバリアフリー化	全般	
7. 安全・安心	防災対策の推進	全般	
	防犯対策の推進	全般	

分野	施策	区分	事業内容（概要）
8. 差別の解消及び権利擁護の推進	障害を理由とする差別の解消の推進	全般	
	権利擁護の推進	全般	
9. 行政サービス等における配慮	行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等	全般	
	選挙等における配慮等	全般	
10. 国際協力	障害者等の国際交流の推進	全般	

## 4 目標別分野別計画

### (1) 基本目標 1 :

#### 1) 生活支援

##### ①相談支援体制の構築

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

##### ②在宅サービス等の充実

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

③障がい児支援の充実

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

④人材の育成・確保

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

⑤身体障害者補助犬の育成等

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

⑥障害福祉サービス等の段階的な検討

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

2) 保健・医療

①保健・医療の充実等

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

②精神保健・医療の提供等

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

③難病に関する施策の推進

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期



## (2) 基本目標2：

### 1) 教育，文化芸術活動・スポーツ等

#### ①インクルーシブ教育システムの構築

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

#### ②教育環境の整備

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

#### ③高等教育における支援の推進

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

④文化芸術活動、スポーツ等の振興

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

2) 雇用・就業、経済的自立の支援

①障がい者雇用の促進

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

②総合的な就労支援

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

③障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

④福祉的就労の底上げ

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

⑤経済的自立の支援

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

### (3) 基本目標：

#### 1) 生活環境

##### ①住宅の確保

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

##### ②公共交通機関のバリアフリー化の推進等

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

##### ③公共施設等のバリアフリー化の推進

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

## 2) 情報アクセシビリティ

### ①情報提供の充実等

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

### ②意思疎通支援の充実

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

## 3) 安全・安心

### ①防災対策の推進

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

②防犯対策の推進

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

4) 差別の解消及び権利擁護の推進

①障がい者を理由とする差別の解消の推進

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

②権利擁護の推進

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

5) 行政サービス等における配慮

①行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期

6) 国際協力

①行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

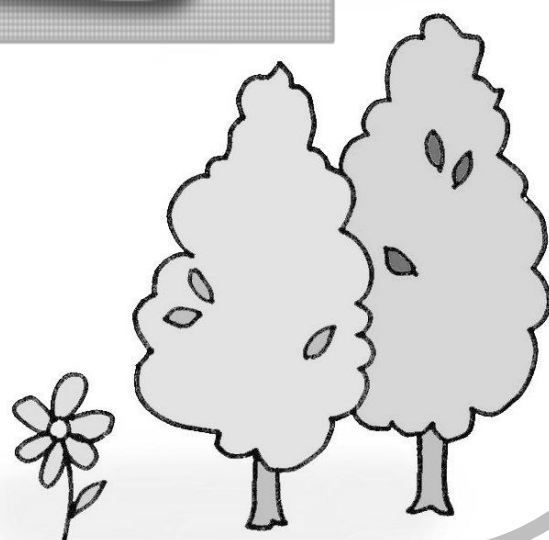
計画の進捗状況・現況			
今後の課題			
事業内容	担当課	実施時期	
		前期	後期





# 第4章 長久手市第4期 障がい福祉計画

---



## 第4章 長久手市第4期障がい福祉計画

### 1 国の第4期障がい福祉計画の基本指針の概要

国は平成26年5月に「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を告示しました。

基本指針における主な改正内容は以下のとおりです。

(1) 障害者の地域生活の支援のための規定の整備
地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点の整備の方向性等を定める。
(2) 相談支援体制の充実・強化に関する規定の整備
計画相談支援の利用者の増加に向けた更なる体制の整備、地域移行支援及び地域定着支援の体制の整備、協議会における関係者の有機的な連携の必要性を定める。
(3) 障害児支援の体制整備に係る規定の整備
子ども・子育て支援計画において、障害児支援に係る記載がなされる予定であること等を踏まえ、基本指針においても障害児支援の確保に関する事項を定める。
(4) 障害福祉計画の作成に係る平成 29 年度の目標設定
① 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ▼基本目標（平成 29 年末時点） ・施設入所者（平成 25 年度末時点）の 12%以上地域生活へ移行 ・福祉施設入所者（平成 25 年度末時点）の 4%以上削減 ▼目標の設定にあたって ・第 3 期障害福祉計画で定めた数値目標が未達成（見込み）の場合、未達成分の割合を平成 29 年度末における目標値に加えた割合以上を目標として設定する。
② 入院中の精神障害者の地域生活への移行 都道府県は、平成 29 年度までの目標として、入院後 3 ヶ月時点の退院率、入院後 1 年時点の退院率及び長期在院者数の減少に関する目標を設定する。なお、入院 3 ヶ月時点の退院率及び入院後 1 年時点の退院率について、既に実績をあげている都道府県においては、その実績を維持すること又は更に向上させることを目標とする。 ▼目標 ・平成 29 年度における入院後 3 ヶ月経過時点の退院率を 64%以上 ・平成 29 年度における入院後 1 年経過時点の退院率を 91%以上 ・平成 29 年 6 月末時点における長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%以上減少
③ 地域生活支援拠点の整備 ▼基本目標（平成 29 年末時点） ・市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、障害者の地域支援拠点等を少なくとも一つ整備

<p>④ 福祉施設から一般就労への移行等  平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を設定する。</p> <p>▼目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度末における利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加</li> <li>・全体の 5 割以上の事業所が就労移行率 3 割以上を達成</li> </ul>
<p>(5) 市町村及び都道府県が障害福祉計画を定めるべき事項について、調査、分析、及び評価を行うことに関する規定の整備</p>
<p>障害福祉計画における目標等について、少なくとも年に 1 回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析を行い、必要に応じて障害福祉計画の「見直し」の措置を講じること等を盛り込む。</p>

## 2 基本的方向性

---

### (1) 基本理念

本計画は、第5次長久手市総合計画の基本方針の1つである「人がいきいきとつながるまち」の達成を目標に、「長久手町第2次障害者基本計画（平成18年3月制定）」の掲げる基本目標を共有し、調和のとれた計画とするため「長久手市第2次障害者基本計画に基づく第3期障害福祉計画（平成24年4月制定）」の基本理念でもある「支え合う 思いやりのまち ながくて」を継承します。

### (2) 基本的方向性

本計画は、前期計画の基本的方向性である「障がいのある人の自己決定・自己選択の尊重と相談体制の充実」「市を基本とする仕組みへの統一と3障がいの制度の一元化」「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備」を継承しますが、国の基本指針に示されている方向性を基本的方向性とします。

#### ① 地域の障がい者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点の整備

前期計画では仕組みの統一と制度の一元化を図りました。障がい者の生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めるとともに、地域生活支援の機能をさらに強化するために、それらの機能の集約化した拠点の整備を行います。

#### ② 相談支援体制の充実・強化

当市の人口は増加傾向にあり、障がい者手帳の所持者数は、平成21年度以降毎年5%前後の増加となっています。今後も障がい福祉サービスの利用者は増加すると考えられ、更なる体制を確保する必要があります。連続性及び一貫性を持った障がい福祉サービス又は地域相談支援等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しをおこないます。

#### ③ 障がい児支援の体制整備

障がい児については、子ども・子育て支援法に基づき策定される子ども・子育て支援計画（平成27年度策定予定）で、障がい児支援との関わりが記載される予定です。子ども・子育て支援事業計画と障がい福祉計画との連携や子ども・子育て支援計画における障がい児支援も含めた支援体制づくりへの積極的な取組を推進します。

#### ④ 障がい福祉計画の調査、分析、及び評価

本計画の進行管理（PDCAサイクルの導入）については、第5章（計画の推進にあたって）で明確化します。

### 3 計画の数値目標

#### (1) 国の指針

国の指針では、第4期障害福祉計画においても、前回計画と同様に、「福祉施設入所者の地域生活への移行」「福祉施設から一般就労への移行」の2つに関して平成29年度末を目標とする数値目標を設定することのほか、新たに2つの目標を設定することが以下のように示されています。

#### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	基準時点	目標年度	数値目標	備考
地域移行者数	平成25年度末	平成29年度末	12%以上	第3期障害福祉計画で定めた数値目標が未達成（見込み）の場合、未達成分の割合を平成29年度末における目標値に加えた割合以上を目標として設定する
入所者の削減数			4%以上	

#### ② 入院中の精神障害者の地域生活への移行

項目	基準時点	目標年度	数値目標	備考
入院後3ヶ月経過時点の退院率	—	平成29年度	64%以上	これと併せ、医療計画における基準病床数の見直しを進める
入院後1年経過時点の退院率			91%以上	
長期在院者数	平成24年6月末	平成29年6月末	18%以上	

#### ③ 地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

項目	基準時点	目標年度	数値目標	備考
移行者数	平成24年度実績	平成29年度	2倍以上	市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関との連携体制を整備すること
就労移行支援事業利用者数	平成25年度末	平成29年度末	6割以上増加	
就労移行率3割以上の事業所率			5割以上	

## (2) 長久手市の目標値

第4期障害福祉計画においては、「福祉施設入所者の地域生活への移行」「福祉施設から一般就労への移行」の2つに関して平成29年度末を目標とする数値目標のほか、新たに2つの数値目標について、前ページの国の指針に準じて以下のように設定します。

### ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値
平成25年度末の施設入所者数 (A)	13人
平成29年度末の施設入所者数 (B)	
【目標値】削減見込数 (A-B) (率)	
【目標値】地域移行者数 (率)	

### ② 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値
平成24年度末の年間一般就労者数	4人
【目標値】平成29年度までの一般就労移行者数 (倍数)	

### ③ 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値
平成29年度末の福祉施設利用者数	
【目標値】平成29年度までの就労移行支援事業の利用者数 (率)	

### ④ 就労継続支援 (A型) 事業の利用者の割合

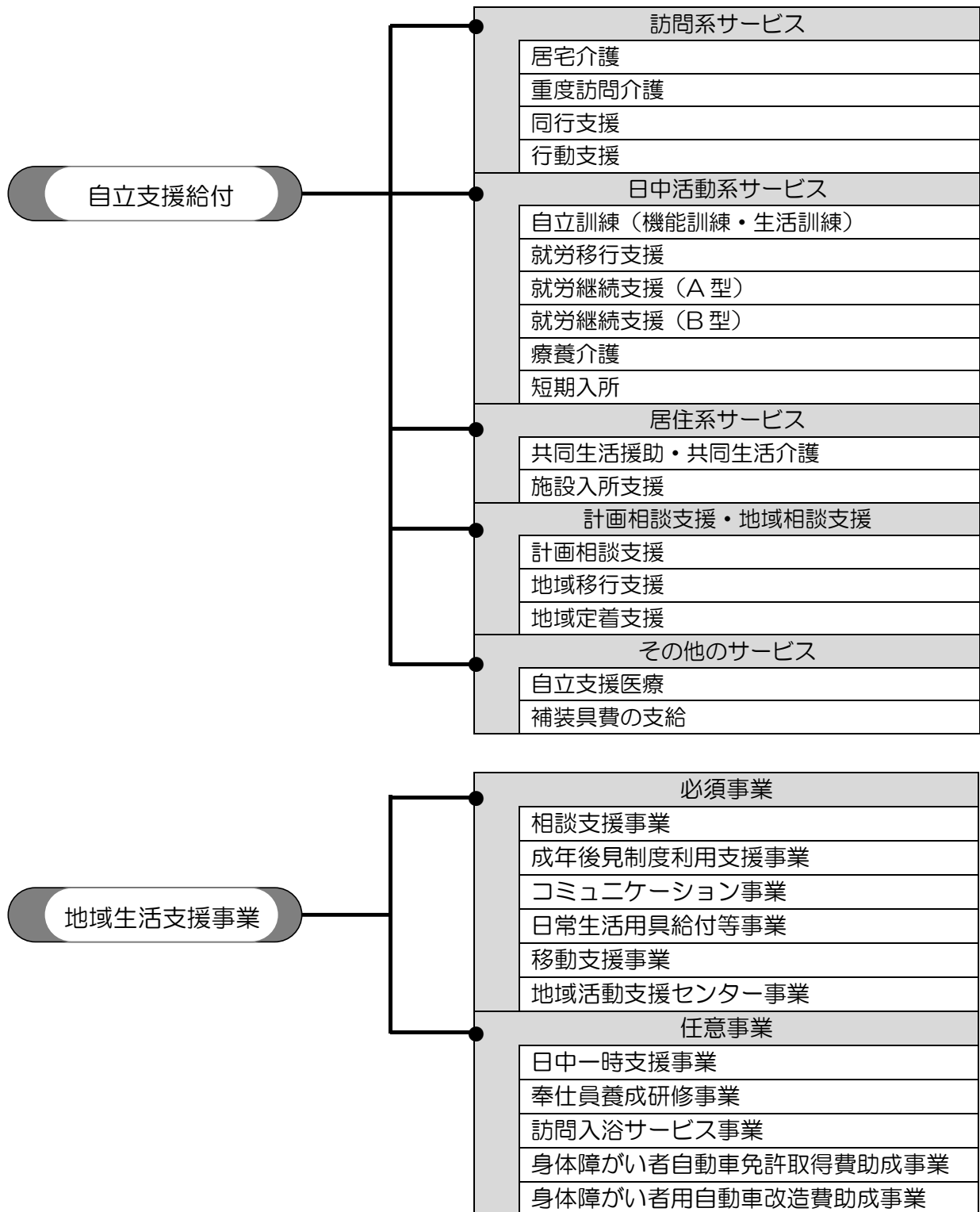
項目	数値
平成29年度末の就労継続支援 (A型) 事業の利用者数 (A)	
平成29年度末の就労継続支援 (B型) 事業の利用者数	
平成29年度末の就労継続支援 (A型+B型) 事業の利用者数 (B)	
【目標値】平成29年度末の就労継続支援 (A型) 事業の利用者の割合 (A) / (B)	

### ⑤ 地域生活支援拠点の整備

項目	数値

## 4 障害福祉サービス

### (1) 障害福祉サービスの体系図



## (2) 自立支援給付の見込みと確保の方策

### 【訪問系サービス】

#### ① 訪問系サービス内容と事業所数

サービス	内 容		
居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する支援を行います。		
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がいのある人に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等家事並びに生活等に関する支援や、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。		
同行援護	視覚障害により、移動に著しく困難を有する障がいのある人等に外出時に同行し、移動及び外出先において必要な視覚的情報（代筆、代読含む）等の支援、その他危険を回避するために必要な支援を行います。		
行動援護	知的障害又は精神障害により行動に困難を有する障がいのある人等で、常時介護を要する人に対し、行動する際に必要な支援や外出時における移動中の介護等、必要な支援を行います。		
重度障がい者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人等であって、介護の必要性が高く、意思疎通を図ることが難しい人に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援等を包括的に行います。		
市内の事業所数（平成27年度以降）			
居宅介護	: *か所	行動支援	: *か所
重度訪問介護	: *か所	重度障がい者等包括支援	: *か所
同行援助	: *か所		

\*市内に無い行動支援、重度障がい者等包括支援事業所については、近隣市町の事業所も含めサービスの確保を図ります。



② 実績と見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	第3期計画（実績）			第4期計画（目標）		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
訪問系サービス 合計	人	62	74	65			
	時間	2,030	2,007	1,514			
居宅介護	人	56	67	58			
	時間	1,355	1,350	1,324			
重度訪問介護	人	3	1	2			
	時間	637	611	167			
同行援護	人	3	6	5			
	時間	38	46	23			
行動援護	人	0	0	0			
	時間	0	0	0			
重度障がい者等 包括支援	人	0	0	0			
	時間	0	0	0			

\*平成26年度は4月から9月の利用実績から算出。

③ 今後の方策

## 【日中活動系サービス】

### ① 日中活動系サービス内容と事業所数

サービス	内 容		
生活介護	障害者支援施設等において、常時介護を要する人に対し、日中の入浴、排せつ及び食事等の介助等行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。		
自立訓練（機能訓練）	主に身体障害のある人に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや身体機能の維持、回復等の支援を実施します。		
自立支援（生活訓練）	主に知的障害又は精神障害のある人に対し、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施します。		
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動、職場体験や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓、就職後の職場定着支援等を行います。		
就労継続支援（A型）	特別支援学校卒業者や離職した人等に対し、雇用契約に基づき働きながら一般就労も目指し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。		
就労継続支援（B型）	年齢や体力面等で一般就労が難しい人等に対し、雇用契約を結ばずに、就労の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。		
療養介護	医療を必要とし、常に介護を必要とする障がいのある人に対し日中の機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。		
短期入所	介護者の病気やその他の理由により、短期間、夜間も含め、障害者支援施設、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、宿泊型自立訓練施設等で入浴や排せつ、食事の介護その他必要な支援を行います。		
<b>市内の事業所数（平成27年度以降）</b>			
生活介護	： ＊か所	就労継続支援（A型）	： ＊か所
自立訓練（機能訓練）	： ＊か所	就労継続支援（B型）	： ＊か所
自立訓練（生活訓練）	： ＊か所	療養介護	： ＊か所
就労移行支援	： ＊か所	短期入所	： ＊か所

\* 市内に無い自立訓練（機能・生活）、療養介護事業所については、近隣市町の事業所も含めサービスの確保を図ります。

② 実績と見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	第3期計画（実績）			第4期計画（目標）		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
日中活動系 サービス合計	人	88	112	120			
	人日	987	1,078	1,642			
生活介護	人	32	35	50			
	人日	530	561	923			
自立訓練 （機能訓練）	人	0	0	0			
	人日	0	0	0			
自立訓練 （生活訓練）	人	0	0	1			
	人日	0	0	12			
就労移行訓練	人	10	18	19			
	人日	66	88	192			
就労継続支援 （A型）	人	14	17	13			
	人日	174	191	191			
就労継続支援 （B型）	人	12	21	19			
	人日	137	204	266			
療養介護	人	1	0	0			
	人日	29	0	0			
短期入所	人	19	21	18			
	人日	51	34	58			

\*平成26年度は4月から9月の利用実績から算出。

③ 今後の方策

## 【居住系サービス】

### ① 居住系サービス内容と事業所数

サービス	内容		
共同生活援助 (グループホーム)	障害者支援施設等において、常時介護を要する人に対し、日中の入浴、排せつ及び食事等の介助等行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。		
共同生活介護 (ケアホーム)	主に身体障害のある人に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや身体機能の維持、回復等の支援を実施します。		
施設入所支援	主に知的障害又は精神障害のある人に対し、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施します。		
<b>市内の事業所数（平成27年度以降）</b>			
共同生活援助	： *か所	施設入所支援	： *か所
共同生活介護	： *か所		

\*市内に無い共同生活援助、施設入所支援事業所については、近隣市町の事業所も含めサービスの確保を図ります。

### ② 実績と見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	第3期計画（実績）			第4期計画（目標）		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
居住系サービス 合計	人	18	19	20			
共同生活援助 共同生活介護	人	5	6	7			
施設入所支援	人	13	13	13			

### ③ 今後の方策

## 【計画相談支援・地域相談支援】

### ① 計画相談支援・地域相談支援の内容と事業所数

サービス		内 容
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)		障がい福祉サービスの支給決定を受けた障がいのある人で、計画的な支援を必要とする人に対し、指定相談支援事業者から「指定相談支援」(サービス等利用計画の作成、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整、契約援助、モニタリング等)を行います。
地域相談支援 (24年度事業開始)	地域移行支援	入所施設や病院に長期入所している人等が地域での生活に移行するための準備に必要な支援を行います。
	地域定着支援	居家でひとり暮らしをしている人等で、夜間等も含む緊急時における連絡・相談等の必要な支援を行います。
<b>市内の事業所数 (平成27年度以降)</b>		
計画相談支援	: *か所	地域定着支援 : *か所
地域移行支援	: *か所	

### ② 実績と見込量 (1月当たり)

サービス種別	単 位	第3期計画 (実績)			第4期計画 (目標)		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
計画相談支援	人	者 21 児 5	者 113 児 42	者 188 児 56			
地域移行支援	人	0	0	0			
地域定着支援	人	0	0	0			

\*平成26年度は4月から9月の利用実績から算出。

### ③ 今後の方策

## 【その他のサービス】

### ① その他のサービスの内容

サービス	内 容
自立支援事業	障がいのある人の障がいそのものの軽減又は機能維持を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療費を軽減する制度です。世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。基本は1割負担ですが、低所得世帯の人だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人には1月当たりの負担に上限額を設定するなど負担軽減策が講じられています。
厚生医療	更生のために医療が必要な身体障害者手帳所持者で、治療効果が期待できる人を対象とします。
育成医療	身体に障がいのある児童又はそのままでは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、治療によって治療効果が期待できる人を対象とします。
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、又はその依存症、知的障害、精神病質、その他の精神疾患がある人で、通院による精神医療が継続的に必要な病状にある人を対象とします。
補装具費の支給	身体障害のある人の失われた身体機能を補完又は代償する用具（補装具費（購入費、修理費））を支給します。利用者負担については定率負担であり、原則として1割負担です。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。また、身体の状態、性別、年齢、職業、生活環境等の諸条件を考慮して支給されます。

### ② 実績と見込量（1月当たり）

サービス種別	単 位	第3期計画（実績）			第4期計画（目標）		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
厚生医療	人	64	65	60			
育成医療	人		10	6			
精神通院医療	人	273	300				

\*平成26年度は4月から9月の利用実績から算出。

### ③ 今後の方策

### (3) 地域生活事業の見込みと確保の方策

#### 【相談支援事業】

##### ① 相談支援事業内容

サービス	内容
障がい者相談支援事業	障がいのある人の福祉に関するさまざまな問題に対し、その相談に応じて必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。
自立支援協議会	市町村が相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、支援体制の中核的な役割を果たす協議の場として設置します。また、就労や福祉サービス等の分野別の専門部会を設置するなど、地域の実情に応じた多様なかたちで開催します。
市町村相談支援機能強化事業	市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を、指定相談支援事業所への委託等により配置します。
住居入居等支援事業	賃貸借契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て））への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行い障がいのある人の地域生活を支援します。

##### ② 実績と実施の有無（1年当たり）

サービス種別	第3期計画（実績）			第4期計画（目標）		
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
障がい者相談支援事業						
自立支援協議会						
市町村相談支援機能強化事業						
住宅入居等支援事業						

③ 今後の方策

**【成年後見制度利用支援事業】**

① 成年後見制度利用支援事業内容

サービス	内 容
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害又は精神障害のある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

② 実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単 位	第3期計画（実績）			第4期計画（目標）		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
成年後見制度 利用支援事業	人	0	0	1			

\*平成26年度は4月から9月の利用実績から算出。

③ 今後の方策



## 【コミュニケーション支援事業】

### ① コミュニケーション支援事業内容

サービス	内 容
コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能、音声機能その他の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある人等に、手話通訳や要約筆記の方法により、障がいのある人等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣をします。
<b>具体的な事業内容</b>	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障害のある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚障害のある人のコミュニケーションの円滑化を推進するために、手話通訳を行う者を設置する事業です。

### ② 実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単位	第3期計画（実績）			第4期計画（目標）		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	8	19	6			
手話通訳者設置事業	人	0	1	1			

\*平成26年度は4月から9月の利用実績から算出。

### ③ 今後の方策

## 【日常生活用具給付等事業】

### ① 日常生活用具給付等事業内容

サービス	内容
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、障がいのある人に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）を給付します。
対象用具	
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がい児の訓練いすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき実用性のあるものです。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
排泄管理支援用具	ストマ装具などの障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修をともなうものです。

### ② 実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単位	第3期計画（実績）			第4期計画（目標）		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
介護・訓練支援用具	件	2	3	3			
自立生活支援用具	件	6	3	6			
在宅療養等支援用具	件	3	11	8			
情報・意思疎通支援用具	件	8	4	3			
排泄管理支援用具	件	278	311	416			
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	0	1			

\*平成26年度は4月から9月の利用実績から算出。

③今後の方策

**【移動支援事業】**

① 移動支援事業内容

サービス	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

② 実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単位	第3期計画（実績）			第4期計画（目標）		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
移動支援事業	か所		11				
	人	24	31	37			
	時間	1,272	1,746	2,142			

\*平成26年度は4月から9月の利用実績から算出。

③今後の方策

## 【地域活動支援センター事業】

### ① 地域活動支援センター事業内容

サービス	内 容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。また、機能強化事業として専門職員を配置するなど地域活動支援センター機能を充実・強化し、障がいのある人等の地域生活支援を促進します。

### ② 実績と見込量（1年当たり）

サービス種別	単 位	第3期計画（実績）			第4期計画（目標）		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
基礎的事業	か所		2				
	人		25				
機能強化事業	か所		7				
	人		8				

\*平成26年度は4月から9月の利用実績から算出。

### ③今後の方策

## 【その他の事業（任意事業）】

### ① その他の事業（任意事業）内容

サービス	内 容
日中一時支援事業	日中一時的に見守りが必要な障がいのある人に対し、施設等で活動の場を提供します。
奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成研修します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とします。
身体障がい者自動車免許取得費助成事業	就労、通院、通学等のため、身体障害のある人が、自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に、必要な経費の一部を助成します。
身体障がい者自動車改造費助成事業	就労、通院、通学等のため、身体障害のある人自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、必要な経費の一部を助成します。

### ② 実績と見込量（1年当たり）

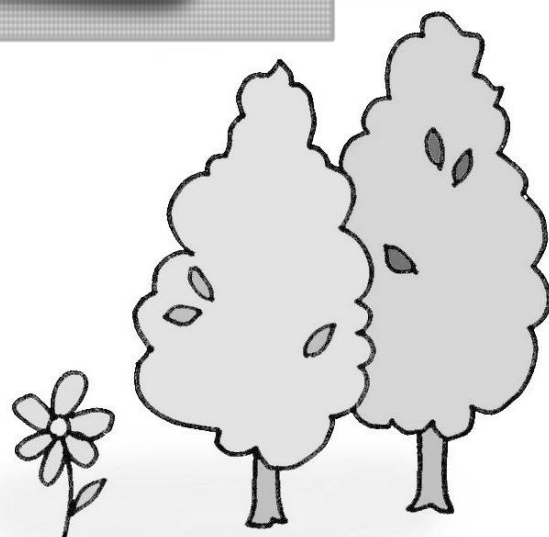
サービス種別	単位	第3期計画（実績）			第4期計画（目標）		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
日中一時支援事業	人	58	90	79			
奉仕員養成研修事業	人		14	10			
訪問入浴サービス事業	人	2	2	3			
身体障がい者自動車免許取得費助成事業	人	0	0	0			
身体障がい者自動車改造費助成事業	人	1	0	2			

\*平成26年度は4月から9月の利用実績から算出。

### ③ 今後の方策



## 第5章 計画の推進にあたって



# 第5章 計画の推進にあたって

## 1 計画の推進体制

長久手市の障がい福祉施策を推進するためには、市民・障がい関係団体・障がい関係事業者・市の各主体が、情報を共有し、障がい福祉施策に対する理解を深め、協働して取り組むことが重要であることから、以下の組織を活用していきます。

### 1) 「長久手市障がい者自立支援協議会」の活用

障がい者施策を推進するためには、各主体が共通の認識を持ち、協働して取り組みを推進することが重要なことから「長久手市障がい者自立支援協議会」を活用します。

「長久手市障がい者自立支援協議会」の設置要綱の第2条（所掌事務）には下記事項が明記されています。

- (1) 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等にかんすること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) その他必要と認められる事項。

### 2) 国・県・他市町との連携・協力

障がい福祉施策は、すべての地域や各主体に関わることから、国・県・他市町といった様々な機関と連携・協力します。

### 3) 庁内の推進体制

本市では、本計画に基づき、障がい福祉施策を推進していくため、庁内の事務局を通じて関係各課の障がい福祉施策に関する事業・施策の実施状況の把握や情報交換を行うなど、全庁的な取り組みを推進します。



## 2 進行管理と管理手法

本計画に基づく取り組みについては、管理サイクル（PDCAサイクル）の手法で評価・報告を行います。

障がい福祉施策の取り組み状況を定期的に調査、分析及び評価を行い、計画を推進する上での課題等を明らかにし、「長久手市障がい者自立支援協議会」に報告し、意見を求めます。「長久手市障がい者自立支援協議会」からの意見を踏まえ、計画の見直しを行います。

施策の実施状況については、「長久手市障がい者自立支援協議会」からの意見を含めて、市のホームページなどを通じて公表します。

